

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
507	507	
ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領	ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領	
1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナルデモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。 2. デモンストレーター選考会の役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。 3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公認スキーA級検定員資格または公認スキーB級検定員資格を有し、加盟団体長の推薦を得た者とする。 4. 公認スキーB級検定員で、ナショナルデモンストレーターに認定されたものは、任期中に必ず公認スキーA級検定員を取得することとする。任期中に公認スキーA級検定員が取得できなかった場合は、原則、次期ナショナルデモンストレーター選考会に参加することはできない。 5. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により周知する。 6. ナショナルデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献できる者とし、男子20名以内、女子8名以内とする。 7. 任期は、次期選考会までの2年間とする。 8. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。	1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナルデモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。 2. デモンストレーター選考会の役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。 3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公認スキーA級検定員資格又は公認スキーB級検定員資格を有し、 <u>その資格が有効で</u> 、加盟団体長の推薦を得た者とする。 4. 公認スキーB級検定員で、ナショナルデモンストレーターに認定されたものは、任期中に必ず公認スキーA級検定員を取得することとする。任期中に公認スキーA級検定員が取得できなかった場合は、原則、次期ナショナルデモンストレーター選考会に参加することはできない。 5. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により周知する。 6. ナショナルデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献できる者とし、男子20名以内、女子8名以内とする。 7. 任期は、次期選考会までの2年間とする。 8. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。	スキーA級検定員資格又はスキーB級検定員資格が有効であることを追加
昭和58年8月 改訂	昭和58年8月 改訂	
昭和61年5月 改訂	昭和61年5月 改訂	
平成元年2月 改訂	平成元年2月 改訂	
平成3年9月 改訂	平成3年9月 改訂	
平成5年6月26日 改正	平成5年6月26日 改正	
平成5年10月19日 改正	平成5年10月19日 改正	
平成7年10月13日 改正	平成7年10月13日 改正	
平成12年9月20日 改正	平成12年9月20日 改正	
平成13年12月18日 改正	平成13年12月18日 改正	
平成14年11月5日 改正	平成14年11月5日 改正	
平成16年4月2日 改正	平成16年4月2日 改正	
平成19年7月5日 改正	平成19年7月5日 改正	
平成20年9月16日 改正	平成20年9月16日 改正	
平成21年9月18日 再掲	平成21年9月18日 再掲	
平成23年9月20日 改正	平成23年9月20日 改正	
平成25年7月9日 改正	平成25年7月9日 改正	
平成29年7月15日 改正	平成29年7月15日 改正	
令和元年9月27日 改正	令和元年9月27日 改正	
令和2年9月25日 改正	令和2年9月25日 改正	
令和3年1月29日 改正	令和3年1月29日 改正	
	<u>令和5年7月5日 改正</u>	

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">510 公認スキー指導者規程</p> <p>(目 的) 第1条 この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキー指導者（以下「指導者」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定 義) 第2条 指導者とは、本連盟公認スキー指導員、公認スキー準指導員並びに公益財団法人日本スポーツ協会と本連盟による公認スポーツ指導者制度における認定指導者をいう。</p> <p>(任 務) 第3条 指導者は、スキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。 2—公益財団法人日本スポーツ協会のコーチ及び教師については、公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者制度の定めによるものとする。</p> <p>(資 格) 第4条 指導者は、全国共通の資格を有し、公認スキー検定員規程に定めるところにより、その検定員となることができる。ただし、指導者資格が停止または喪失している場合は、検定員として活動することができない。</p> <p>(活動の範囲) 第5条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。</p> <p>(有効期間) 第6条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 2—この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日をいう。</p> <p>(義 務) 第7条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。 (1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止) 第8条 指導者が、指導者研修会を2年続けて未修了の場合は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第9条 指導者の資格の停止解除は、公認スキー指導者研修修了をもって資格の停止を解除できる。</p>	<p style="text-align: center;">510 公認スキー指導者規程</p> <p>(目 的) 第1条 <u>本</u>規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキー指導者（以下「指導者」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(年 度)</u> 第2条 <u>本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>(定 義) 第3条 <u>本</u>規程の指導者とは、本連盟公認スキー指導員、公認スキー準指導員をいう。</p> <p>(任 務) 第4条 指導者は、スキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。</p> <p>(資 格) 第5条 指導者は、<u>公認スキー指導者検定規程に定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</u></p> <p>(活動の範囲) 第6条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。</p> <p>(有効期間) 第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義 務) 第8条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。 (1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止) 第9条 指導者が、指導者研修を2年続けて未修了の場合は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第10条 指導者の資格の停止解除は、公認スキー指導者研修修了により資格の停止を解除できる。</p>	<p>文言追加</p> <p>この規程は本連盟の規程なので、日本スポーツ協会認定されている指導員の内容を削る。 第3条第2項を削る</p> <p>文言変更</p> <p>第4条の但し書きは、第8条と重複しているため削る</p> <p>文言削除</p> <p>「研修会」→「研修」</p>

<p>(資格の喪失)</p> <p>第10条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により、指導者の資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p>(登録料の納期)</p> <p>第11条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納めるものとする。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年8月 改訂</p> <p>昭和59年5月 改訂</p> <p>昭和61年5月 改訂</p> <p>昭和62年9月 改訂</p> <p>平成2年11月 改訂</p> <p>平成5年6月26日 改正</p> <p>平成7年10月13日 改正</p> <p>平成12年9月20日 改正</p> <p>平成14年11月5日 改正</p> <p>平成15年6月27日 改正</p> <p>平成17年6月15日 改正</p> <p>平成21年9月18日 改正</p> <p>平成23年11月18日 改正</p> <p>平成25年7月9日 改正</p> <p>平成27年7月14日 改正</p> <p>平成29年7月15日 改正</p> <p>平成29年8月22日 改正</p> <p>令和2年11月6日 改正</p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第11条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、指導者の資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p><u>2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。</u></p> <p>(登録料の納期)</p> <p>第12条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年8月 改訂</p> <p>昭和59年5月 改訂</p> <p>昭和61年5月 改訂</p> <p>昭和62年9月 改訂</p> <p>平成2年11月 改訂</p> <p>平成5年6月26日 改正</p> <p>平成7年10月13日 改正</p> <p>平成12年9月20日 改正</p> <p>平成14年11月5日 改正</p> <p>平成15年6月27日 改正</p> <p>平成17年6月15日 改正</p> <p>平成21年9月18日 改正</p> <p>平成23年11月18日 改正</p> <p>平成25年7月9日 改正</p> <p>平成27年7月14日 改正</p> <p>平成29年7月15日 改正</p> <p>平成29年8月22日 改正</p> <p>令和2年11月6日 改正</p> <p><u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>「理事会の決定により」を第1項から削り、第2項に付ける</p>
--	---	------------------------------------

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>511 公認スキー指導者研修会規程</p>	<p>511 公認スキー指導者研修規程</p>	<p>研修制度を定める規程のため規程名から「会」を削る</p>
<p>第1条 公認スキー指導者規程第7条第1項第1号に定める指導者研修会(以下「研修会」という。)は、本連盟が主催し、加盟団体主管のもとに行い、会場は、「(公財)全日本スキー連盟公認スキー指導者研修会××会場」と称する。</p>	<p>第1条 公認スキー指導者規程第8条第1項第1号に定めた公認スキー指導者研修(以下「研修会」という。)は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財)全日本スキー連盟スキー指導者研修会××会場」と称する。</p>	<p>条番号変更 文言整理</p>
<p>第2条 指導者は、公認スキー指導者規程第7条第1項第1号の規定により、前条の研修会に参加し、研修を修了するものとする。ただし、参加する研修会場は、所属加盟団体に依らず、自由に選ぶことができる。</p>	<p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p>	<p>文言追加</p>
<p>2 スキー中央研修会、公認スキー学校主任教師研修会、スキー技術員研修会および公認スキー指導員検定会は、特定行事として、これに参加した役員及び参加者は、スキー指導者研修、スノーボード指導者研修、スキーパトロール研修、クロスカンントリー指導者研修を修了したものとみなす。</p>	<p>第3条 研修会の会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。</p>	<p>文言整理</p>
<p>3 スキー大学は、特定行事として、これに参加した役員及び参加者は、スキー指導者研修を修了したものとみなす。</p>	<p>2 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。</p>	<p>教育本部資格更新認定事業一覧表制定に伴う文言変更</p>
<p>第3条 研修会の開催期日及び会場は、主管加盟団体が、開催要項で告示する。</p>	<p>第4条 研修会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</p>	<p>文言変更</p>
<p>2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場及び立会予定責任者、並びに予定主任講師を本連盟に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場及び立会予定責任者、並びに予定主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p>	<p>2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p>	
<p>第4条 研修会年度は、本連盟年度とする。</p>	<p>第5条 研修会年度は、本連盟年度とする。</p>	
<p>第5条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営するものとする。</p>	<p>第6条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。</p>	<p>教育本部部長を追加</p>
<p>(1) 研修会責任者は、本連盟理事・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、または教育本部理事会が認めた者とする。</p>	<p>(1) 研修会の責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p>	
<p>(2) 研修会は、理論2単位、実技4単位とし、1単位の研修時間は2時間を原則とする。</p>	<p>(2) 研修会の主任講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員とする。また、スノーボード指導者研修会、スキーパトロール研修会を同時開催する場合、主任講師を兼ねることができる。なお、本連盟主催主管のスキー技術員研修会についても同様の取扱いとする。</p>	<p>文言整理 項番号入換</p>
<p>(3) 主任講師は、専門委員またはスキー技術員とし、講師は、専門委員、スキー技術員、ナショナルデモンストレーター、SAJデモンストレーターとする。ただし、加盟団体主管の研修会においては、主管加盟団体長が選任する者を活用できる。また、スノーボード指導者研修会及びスキーパトロール研修会が同時開催される場合、スキー指導者研修会の主任講師が、これを兼ねることができる。なお、SAJ主催主管の技術員研修会についても、同様の取扱いとする。</p>	<p>(3) 研修会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・ナショナルデモンストレーター・SAJデモンストレーターとする。なお、本連盟主催主管のスキー技術員研修会についても同様の取扱いとする。</p>	<p>文言整理</p>
	<p>(4) 研修会は4単位(1単位の研修時間は2時間を原則とする)とし、実技での実施を原則とする。</p>	<p>研修会の構成単位については「実技」での実施を原則とした。</p>
	<p>(5) 研修会の研修内容は、研修課題、技術理論、指導理論、指導実技、地域の課題その他必要な事項をもって構成し、主</p>	<p>e ラーニングでの理論研修</p>

<p>(4) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込みものとする。</p> <p>(5) 研修会を主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行わなければならない。</p> <p>第6条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加人員等によって増額し徴収することができる。</p> <p>2—第2条第2項、第3項のみなし研修修子の場合の参加料は徴収しない—</p> <p>第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和61年5月 改訂 昭和62年5月 改訂 平成2年11月 改訂 平成3年9月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成6年10月3日 改正 平成7年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年9月21日 改正 平成13年9月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年6月27日 改正 平成16年6月25日 改正 平成16年11月2日 改正 平成17年6月15日 改正 平成18年6月15日 改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 令和4年4月18日 改正</p>	<p><u>管加盟団体が決定する。毎年度の研修課題は本連盟において設定し、周知する。</u></p> <p><u>(6) 会場の雪面状況等で実技での実施が困難な場合、上記の事項を組み合わせ実施することを認める。</u></p> <p><u>(7) 本連盟は、従来の理論研修に相当するeラーニング、書籍等を補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、研修課題の解説やその他必要な情報発信を行う。研修会参加者は、参加前にeラーニング、書籍等を視聴する。</u></p> <p>(8) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込み。</p> <p>(9) 研修会を主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。</p> <p>第7条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加人員等によって増額し徴収することができる。</p> <p>第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和61年5月 改訂 昭和62年5月 改訂 平成2年11月 改訂 平成3年9月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成6年10月3日 改正 平成7年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年9月21日 改正 平成13年9月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年6月27日 改正 平成16年6月25日 改正 平成16年11月2日 改正 平成17年6月15日 改正 平成18年6月15日 改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 令和4年4月18日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>に相当する2単位を減単位とし、現行合計6単位から4単位へ変更とした。</p> <p>内容については降雪状況も踏まえ雪上での実施が不可の場合であっても柔軟に対応できるように選択肢を明記した。</p> <p>また、地域の課題を組み入れることを可能とした。</p> <p>文言削除</p>
--	--	--

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>513 公認スキー検定員規程</p> <p>(目 的) 第1条 この規程は、公認スキー指導者規程第4条に基づき、公認スキー検定員(以下「検定員」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p>(任 務) 第2条 検定員は、現在有効なスキー指導者資格を有し、スキー普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、厳正公平なる判定によって、検定会及びスキーバジジテストを円滑に運営し、その権威を保持するよう心掛けなければならない。</p> <p>(検定員の種類) 第3条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とする。</p> <p>(検定の範囲) 第4条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) A級検定員 ① 全日本スキー技術選手権大会及び予選会 ② スキー指導員検定会(養成講習会の講師を含む) ③ スキー準指導員検定会(養成講習会の講師を含む) ④ スキーバジジテスト(事前講習の講師を含む) (2) B級検定員 ① スキー準指導員検定会(養成講習会の講師を含む) ② スキーバジジテスト(事前講習の講師を含む) ③ 全日本スキー技術選手権大会予選会 (3) C級検定員 ① スキーバジジテストの内、級別テスト(事前講習の講師を含む) ② スキーバジジテストの内、ジュニアテスト (実 施) 第5条 A級検定員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p>	<p>513 公認スキー検定員規程</p> <p>(目 的) 第1条 本規程は、<u>公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)</u>公認規程に基づき、<u>公認スキー検定員(以下「検定員」という。)</u>に関し、必要な事項を定める。 <u>(年 度)</u> 第2条 本規程の年度は、<u>本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>(任 務) 第3条 検定員は、<u>スキーの普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、検定会及びスキーバジジテストを公平に実施</u>しなければならない。 (検定員の種類) 第4条 検定員は、A級、B級、C級の3種類と<u>し、以下のとおりとする。</u> <u>公認スキーA級検定員(以下「A級検定員」という。)</u> <u>公認スキーB級検定員(以下「B級検定員」という。)</u> <u>公認スキーC級検定員(以下「C級検定員」という。)</u> (資 格) 第5条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、<u>A級検定員検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</u> 2 <u>B級検定員及びC級検定員は、加盟団体が開催するスキーA級検定員検定会(以下「A級検定会」という。)</u>に準ずる<u>スキーB級検定員検定会(以下「B級検定会」という。)</u>、<u>スキーC級検定員検定会(以下「C級検定会」という。)</u>で合格した者に付与され、<u>全国共通の資格を有する。</u></p> <p>(検定の範囲) 第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) A級検定員 ① 全日本スキー技術選手権大会及び予選会 ② スキー指導員検定会(養成講習会の講師を含む) ③ スキー準指導員検定会(養成講習会の講師を含む) ④ <u>A級検定会</u> ⑤ <u>B級検定会</u> ⑥ <u>C級検定会</u> ⑦ <u>スキーバジジテスト(事前講習の講師を含む)</u> (2) B級検定員 ① スキー準指導員検定会(養成講習会の講師を含む) ② <u>B級検定会</u> ③ <u>C級検定会</u> ④ スキーバジジテスト(事前講習の講師を含む) ⑥ 全日本スキー技術選手権大会予選会 (3) C級検定員</p>	<p>文言変更</p> <p>文言追加</p> <p>文言変更</p> <p>検定員の種類と正式名称を明記する</p> <p>条番号入換 文言整理</p> <p>文言追加</p> <p>検定会を主に担当するスキー技術員はB級検定員でも就任可能なため、B級検定員はB級検定会も検定可能にする</p>

<p>2 B級検定員検定会及びC級検定員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。</p> <p>(公認)</p> <p>第6条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、合格した者を公認する。</p> <p>2 B及びC級検定員は、加盟団体の開催するA級検定に準ずる検定において合格した者を公認する。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(資格の継続)</p> <p>第8条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー検定員クリニックを最低2年に1回受講し、修了しなければならない。ただし、次の各号に掲げる一つに該当する者は、当該資格有効期間中の検定員クリニックを修了したものとみなす。</p> <p>(1) A・B各級の検定を受検し、不合格となった者。</p> <p>(2) 中央研修会、技術員研修会、公認スキー学校主任教師研修会、全日本スキー技術選手権大会、デモンストレーター選考会、スキー指導員検定会、A級検定員検定会、スキー大学の役員として参加し、教育本部理事会が特に認めた役員または講師。</p> <p>(3) 本連盟特定行事としての中央研修会、技術員研修会および、公認スキー学校主任教師研修会の修了者。</p> <p>(4) 加盟団体が実施する行事のうち、次に掲げる行事の役員として参加し、当該加盟団体から検定員クリニック修了扱いとして申請があった者。</p> <p>① スキー指導者研修会</p> <p>② 検定員クリニック</p> <p>③ スキー準指導員検定会</p> <p>④ B・C級検定員検定会</p> <p>(資格の停止)</p> <p>第9条 検定員が、検定員クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。</p> <p>(活動の停止)</p> <p>第10条 指導者資格が停止または喪失している場合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除)</p> <p>第11条 検定員の資格の停止解除は、公認スキー検定員クリニック修了をもって資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第12条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により、検定員の資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき。</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき。</p> <p>(4) 公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の資格を喪失したとき。</p> <p>(クリニック)</p> <p>第13条 クリニックは、資質の向上及び資格の継続のため、別に定める公認スキー検定員クリニック開催基準要項に示</p>	<p>① スキーバッジテストの内、級別テスト(事前講習の講師を含む)</p> <p>② スキーバッジテストの内、ジュニアテスト</p> <p>(実施)</p> <p>第7条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第8条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(資格の継続)</p> <p>第9条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー検定員クリニック(以下「<u>クリニック</u>」という。)を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。</p> <p><u>2 出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(資格の停止)</p> <p>第10条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。</p> <p>(活動の停止)</p> <p>第11条 指導者資格が停止又は喪失している場合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除)</p> <p>第12条 検定員の資格の停止解除は、クリニック修了により資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p>(4) 公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の資格を喪失したとき</p> <p><u>2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。</u></p> <p>(クリニック)</p> <p>第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の更新のため、別に定める公認スキー検定員クリニック開催基準要項に示された内容により実施する。</p>	<p>教育本部資格更新認定事業一覧表制定に伴う文言変更</p> <p>「理事会の決定により」を第1項から削り、第2項に いる 語句整理</p> <p>教育本部資格更新認定事業一覧表に合わせ「継続」→ 「更新」</p>
---	--	--

<p>された内容により実施する。</p> <p>(検定会場)</p> <p>第14条 A級検定員検定会は、スキー指導員検定会において実施することを原則とする。</p> <p>2 B級検定員検定会は、スキー準指導員検定会またはブライズテストにおいて実施することを原則とする。</p> <p>3 C級検定員検定会は、スキーバジジテストのうち、級別テストにおいて実施することを原則とする。</p> <p>4 B・C級検定員検定会は、主管加盟団体が公示し、実施要領により行う。</p>	<p>(検定会場)</p> <p>第15条 A級検定会は、スキー指導員検定会において実施することを原則とする。</p> <p>2 B級検定会は、スキー準指導員検定会又はスキーブライズテストにおいて実施することを原則とする。</p> <p>3 C級検定会は、スキーバジジテストのうち、級別テストにおいて実施することを原則とする。</p> <p>4 <u>B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</u></p>	<p>文言変更</p>
<p>(申請)</p> <p>第15条 B・C級検定員検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程・会場及び立会予定責任者並びに主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場及び立会予定責任者並びに主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p>	<p>(申請)</p> <p>第16条 <u>B級検定会、C級検定会</u>を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p>	<p>語句整理</p>
<p>(検定員)</p> <p>第16条 A級検定員検定会は、本連盟会長から委嘱された者がこれにあたる。検定員数は、受検者の数に応じて定める。</p> <p>2 B級検定員検定会は、主管加盟団体長から委嘱されたA級検定員がこれにあたる。</p> <p>3 C級検定員検定会は、主管加盟団体長から委嘱されたA級又はB級検定員がこれにあたる。</p>	<p>(責任者・検定員)</p> <p>第17条 <u>検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) A級検定会</p> <p>①責任者は、<u>本連盟の理事・教育本部部长、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u></p> <p>②主任検定員は、<u>A級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部部长が委嘱した者</u></p> <p>③検定員は、<u>A級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部部长が委嘱した者</u></p> <p>④検定員数は、<u>受検者数に応じて定める。</u></p>	<p>責任者、主任検定員、検定員について定める</p>
<p>(受検資格)</p> <p>第17条 <u>スキー指導員はA・B・C級を、スキー準指導員はC級を受検することができる。ただし、A級を受検する者はB級の資格を、B級を受検する者はC級の資格を有していなければならない。また、受検にあたっては、有効なスキー指導者資格、検定員資格を保有していなければならない。</u></p>	<p>(2) B級検定会</p> <p>①責任者は、<u>本連盟の理事・教育本部部长・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u></p> <p>②主任検定員は、<u>A級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</u></p> <p>③検定員は、<u>主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB級検定員資格が有効な者</u></p> <p>④検定員数は、<u>受検者数に応じて定める。</u></p> <p>(3) C級検定会</p> <p>①責任者は、<u>本連盟の理事・教育本部部长・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u></p> <p>②主任検定員は、<u>A級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</u></p> <p>③検定員は、<u>主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB級検定員資格が有効な者</u></p> <p>④検定員数は、<u>受検者数に応じて定める。</u></p> <p>(受検資格)</p> <p>第18条 <u>検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</u></p> <p>(1) A級検定会</p> <p>①<u>スキー指導員又は功労スキー指導員資格が有効な者</u></p> <p>②<u>受検する年度の6年度前までにB級検定員を取得し資格が有効で、スキーバジジテストを含む検定の検定員を3回</u></p>	<p>文言整理</p>

<p>資格が停止または喪失している場合は認められない。</p> <p>2 A級を受検する者は、B級取得の翌年から停止期間を除き5年を経過し、かつ検定（スキーバッジテストを含む）を3回以上行い、合格証等によって証明された者でなければならない。ただし、デモンストレーター選考会においてナショナルデモンストレーターに認定された者については、この限りではない。</p> <p>3 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。</p> <p>4 スキー指導員並びにスキー準指導員に合格した年度を含め、受検することができる。</p> <p>5 B・C級検定員検定会の年度内の受検回数は制限しない。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第18条 B級及びC級検定員検定会を他の加盟団体に委託したときは、委託した加盟団体は、委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、あらかじめ承諾を得ておくものとする。</p> <p>(検定の内容)</p> <p>第19条 検定は、次の各号に掲げる実技及び理論を行う。</p> <p>(1) 実技は、次の要領で行い、合格基準は、標準点に対して、合・否の適中率が70%以上であり、基準ポイントに対するポイント差が±3ポイント以内とした適中率が80%以上であることをもって合格とする。</p> <p>① 採点は、対象者20名を限度とし、実際の検定会及びスキーバッジテストで実施することを原則とする。</p> <p>② 実技検定種目は、3種目実施を原則とする。</p> <p>(2) 理論は、日本スキー教程、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のために及び規約・規程等検定に必要な事項を内容として行い、合格基準は満点に対して、60%以上をもって合格とする。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第20条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告)</p> <p>第21条 A級検定員検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・可否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 B・C級検定員検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。</p> <p>3 B・C級検定員検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・可否登録を行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第22条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>附一則</p> <p>—この規程は、平成28年8月1日から施行する。</p>	<p>以上務めた者。ただし、ナショナルデモンストレーターはこの限りではない。</p> <p>(2) B級検定会</p> <p>① スキー指導員又は功労スキー指導員資格と、C級検定員資格が有効な者</p> <p>(3) C級検定会</p> <p>スキー準指導員、スキー指導員、功労スキー準指導員、功労スキー指導員のいずれかの資格が有効な者</p> <p>2 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。</p> <p>3 B級検定会及びC級検定会は、スキー指導員検定及びスキー準指導員検定に合格した年度を含め、受検することができる。ただし、受検申込期限までに合格証等により合格が証明できた場合に限る。</p> <p>4 B級検定会及びC級検定会の年度内の受検回数は制限しない。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第19条 B級検定会及びC級検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。</p> <p>(検定試験の実施方法及び合否判定方法)</p> <p>第20条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</p> <p>(1) 実技テスト</p> <p>第15条に示した検定会及びスキーバッジテストの受検者(20名以内)の検定種目(原則3種目)を対象とし、第17条で示した主任検定員及び検定員の採点(基準点)に対して、検定員検定受検者の採点の的中率(合否が70%以上かつ±3ポイント以内が80%以上)で合格とする。</p> <p>(2) 理論テスト</p> <p>理論テストの合格基準は、満点に対して60%以上とし、出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項で明示する。</p> <p>(3) 総合判定</p> <p>同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第21条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告)</p> <p>第22条 A級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・可否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 B級検定会及びC級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。</p> <p>3 B級検定会及びC級検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・可否登録を行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第23条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>(検定の内容) → (検定試験の実施方法及び合否判定方法)</p> <p>文言変更</p> <p>附則の施行日を下記に移動</p>
--	---	--

昭和 58 年 8 月	制定	昭和 58 年 8 月	制定
昭和 60 年 5 月	改訂	昭和 60 年 5 月	改訂
昭和 61 年 5 月	改訂	昭和 61 年 5 月	改訂
昭和 61 年 11 月	改訂	昭和 61 年 11 月	改訂
昭和 62 年 9 月	改訂	昭和 62 年 9 月	改訂
平成 元年 6 月	改訂	平成 元年 6 月	改訂
平成 2 年 11 月	改訂	平成 2 年 11 月	改訂
平成 5 年 6 月 26 日	改正	平成 5 年 6 月 26 日	改正
平成 11 年 10 月 18 日	改正	平成 11 年 10 月 18 日	改正
平成 12 年 9 月 20 日	改正	平成 12 年 9 月 20 日	改正
平成 13 年 9 月 28 日	改正	平成 13 年 9 月 28 日	改正
平成 15 年 6 月 27 日	改正	平成 15 年 6 月 27 日	改正
平成 16 年 6 月 25 日	改正	平成 16 年 6 月 25 日	改正
平成 17 年 11 月 2 日	改正	平成 17 年 11 月 2 日	改正
平成 19 年 7 月 5 日	改正	平成 19 年 7 月 5 日	改正
平成 21 年 9 月 18 日	改正	平成 21 年 9 月 18 日	改正
平成 23 年 9 月 20 日	改正	平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 23 年 11 月 18 日	改正	平成 23 年 11 月 18 日	改正
平成 25 年 8 月 9 日	改正	平成 25 年 8 月 9 日	改正
平成 26 年 7 月 15 日	改正	平成 26 年 7 月 15 日	改正
平成 27 年 7 月 14 日	改正	平成 27 年 7 月 14 日	改正
平成 28 年 4 月 20 日	改正	平成 28 年 4 月 20 日	改正、 <u>平成 28 年 8 月 1 日施行</u>
平成 29 年 7 月 15 日	改正	平成 29 年 7 月 15 日	改正
平成 30 年 7 月 2 日	改正	平成 30 年 7 月 2 日	改正
令和 2 年 11 月 6 日	改正	令和 2 年 11 月 6 日	改正
令和 2 年 11 月 6 日	改正	令和 2 年 11 月 6 日	改正
		<u>令和 5 年 7 月 5 日 改正</u>	

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
514 公認スキー検定員クリニック開催基準要項	514 公認スキー検定員クリニック開催基準要項	
<p>1. 公認スキー検定員規程によるクリニックは、加盟団体の主管で行う。</p> <p>2. クリニックは、地域に関係なく参加する会場を選ぶことができる。</p> <p>3. 担当講師は、次の各号により選任する。 <u>(1) A級検定員クリニックについては、A級検定員の資格を有する者の中から、主管加盟団体が委嘱する。</u> <u>(2) B・C級検定員クリニックについては、主任講師は、A級検定員又はB級検定員の資格を有する者の中から、主管加盟団体が委嘱する。</u></p> <p>4. <u>クリニックの開催期日及び会場は、主管加盟団体が開催要項で告示する。</u></p> <p>5. <u>クリニックを主管する加盟団体は、9月末日までに開催日程、会場及び立会予定責任者並びに予定主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>6. <u>クリニック年度は、本連盟年度とする。</u></p> <p>7. <u>クリニックは、次の各号により運営する。</u> <u>(1) クリニックは、理論1単位、実技1単位とする。</u> <u>(2) 1単位の時間は2時間を原則とし、欠単位のある場合は、クリニック修了を認めない。</u></p> <p>8. <u>クリニックは、次の各号に掲げる要領による。</u> <u>(1) 理論</u> <u>① スキー教程、検定規程、検定基準を熟知し、検定に精通すること。</u> <u>② その他検定に関する理解</u> <u>(2) 実技(運営能力)</u> <u>① 運営スケジュール</u> <u>② 斜面選定</u> <u>③ 傷害防止対策</u> <u>④ その他運営に関すること</u> <u>(3) 実技(判定能力)</u> <u>視覚による評価の実際(映像資料の利用を含む)</u></p> <p>9. <u>検定員クリニック参加希望者は、主催団体の定める申込書に</u></p>	<p>1. <u>公認スキー検定員規程第9条第1項に定める公認スキー検定員クリニック(以下「クリニック」という。)は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財)全日本スキー連盟スキー検定員クリニック××会場」と称する。</u></p> <p>2. <u>本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>3. <u>クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。</u></p> <p>4. <u>クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</u></p> <p>5. <u>クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</u></p> <p>6. <u>クリニック年度は、本連盟年度とする。</u></p> <p>7. <u>クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。</u> <u>(1) クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体の副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u> <u>(2) A級検定員クリニック、B級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体の長が委嘱したスキーA級検定員資格が有効な者</u> <u>(3) C級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体の長が委嘱したスキーA級検定員又はスキーB級検定員資格が有効な者</u> <u>(4) クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。</u> <u>(5) 1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。</u></p> <p>8. <u>クリニックは、次の各号に掲げる要領による。</u> <u>(1) 実技(運営能力)</u> <u>① 運営スケジュール</u> <u>② 斜面選定</u> <u>③ 傷害防止対策</u> <u>④ その他運営に関すること</u> <u>(2) 実技(判定能力)</u> <u>視覚による評価の実際(映像資料の利用を含む)</u></p> <p>9. <u>本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、参加前にeラーニングを視聴する。</u></p> <p>10. <u>クリニックの参加希望者は、開催要項に示された期日まで</u></p>	<p>文言追加</p> <p>文言追加</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>511 公認スキー指導者研修会規程に合わせ、9月から10月に変更</p> <p>責任者を追加</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>クリニックの構成単位については「実技」での実施を原則とした。</p> <p>eラーニングでのクリニック理論に相当する1単位を減単位とし、現行合計2単位から1単位へ変更とした。</p> <p>511 公認スキー指導者研修会規程に合わせ、文言変更</p> <p>文言変更</p>

<p>必要事項を記入し、参加料と共に所属団体長を経て、加盟団体長に提出するものとし、現地申し込みは認めない。ただし、公認スキー検定員規程第14条第2項に定める者を除き、所属加盟団体へ所定の申込書に必要事項を記入し、参加料と共に提出することとする。</p> <p>10. クリニック開催責任者は、クリニック終了後3週間以内に、事業報告書並びに修了者名簿(クリニック修了者)を本連盟に提出しなければならない。ただし、公認スキー検定員規程第14条第2項に定める該当者については、当該行事主催者から該当者の所属加盟団体へ同様に報告することとする。</p> <p>11. クリニック参加料は、各種公認・登録料金一覧表の定める研修会参加料とする。ただし、公認スキー検定員規程第14条第2項に定める該当者については、免除する。</p> <p>12. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 61 年 8 月 制定 昭和 61 年 5 月 改訂 昭和 61 年 11 月 改訂 平成 元年 6 月 改訂 平成 2 年 11 月 改訂 平成 4 年 10 月 改正 平成 4 年 12 月 12 日 改正 平成 12 年 9 月 21 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 16 年 6 月 25 日 改正 平成 17 年 11 月 2 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正</p>	<p><u>に、主管加盟団体に申込み。</u></p> <p>11. <u>クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。</u></p> <p>12. クリニック参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定める研修会参加料とする。</p> <p>13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 61 年 8 月 制定 昭和 61 年 5 月 改訂 昭和 61 年 11 月 改訂 平成 元年 6 月 改訂 平成 2 年 11 月 改訂 平成 4 年 10 月 改正 平成 4 年 12 月 12 日 改正 平成 12 年 9 月 21 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 16 年 6 月 25 日 改正 平成 17 年 11 月 2 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 <u>令和 5 年 7 月 5 日 改正</u></p>	<p>文言変更</p> <p>誤字訂正</p>
---	--	-------------------------

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月6日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">519 公認スキー学校等設置規程</p> <p>第1条 この規程は、教育本部規程第1条第1項第4号の定めによる事業遂行の一手段として普及指導活動を行うスキー学校及びスキー教室（以下「公認スキー学校」という。）の公認に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第2条 公認スキー学校とは、公認スキー学校等設置基準及び実施要領に定める資格者を教師として、本連盟が示したスキー、スノーボード及びクロスカントリースキーの指導方法に基づいて、有料でレッスンをを行うスキー学校のことをいう。</p> <p>2 公認スキー学校は、本連盟の定める公認スキー学校等設置基準及び実施要領に基づく審査を受け、公認されなければならない。</p> <p>3 公認スキー学校は、本連盟の規約・規程を遵守し、運営に努めなければならない。</p> <p>4 公認スキー学校が実施する事業は、本連盟又は加盟団体が直轄で実施する事業を除くものとする。</p> <p>第3条 公認スキー学校は、本連盟の方針に基づき、指導分野を広げ、普及発展させる目的で運営しなければならない。ただし、教師が配属できる種目または競技のみを開講するものとする。</p> <p>第4条 公認の区分は、A公認、B公認、分校、教室の4種類とし、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) A公認は、シーズン中、同一スキー場において常時開設され、必要相当の校舎を有し、教師を3名以上常駐させているもの。</p> <p>(2) B公認は、シーズン中、同一スキー場において断続的であるが、開設回数が多く必要相当の校舎を有するもの。</p> <p>(3) 分校は、A公認校が同一スキー場において地形上、必要とするもの。</p> <p>(4) 公認スキー教室は、シーズン中、同一スキー場に留まらず、広地域にわたり、断続的に移動開設し、開設期間は数日程度の短期間で、その開設回数が多いもの。</p> <p>2 スキーまたはスノーボードの、ナショナルデモンストレーター、SAJ デモンストレーター（従前のデモンストレーターを含む）、冬季オリンピックスノースポーツ種目の出場経験者で本連盟指導員資格を有する者は、同条第1項第4号の公認スキー教室を所定の手続を経て開設できるものとする。</p> <p>第5条 公認スキー学校が本連盟の方針に相違し、規約・規程等に著しく違反したとき又は、地域社会等とのトラブルに起因した場合は、理事会の議を経て、公認を取り消すことができる。</p> <p>2 前項により公認の取り消しを受けた公認スキー学校に委嘱されていた公認資格者は、当該公認スキー学校にとどまることができないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">519 公認スキー学校等設置規程</p> <p>第1条 本規程は、教育本部規程第1条第1項第5号の定めによる事業遂行の一手段として普及指導活動を行うスキー学校及びスキー教室（以下「公認スキー学校」という。）の本連盟による公認に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第2条 公認スキー学校とは、公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領に定める資格者を教師として、本連盟が示したスキー、スノーボード及びクロスカントリースキーの指導方法に基づいて、有料でレッスンをを行うスキー学校のことをいう。</p> <p>2 公認スキー学校は、本連盟の定める公認スキー学校等設置基準及び実施要領に基づく審査を受け、公認されなければならない。</p> <p>3 公認スキー学校は、本連盟の規約・規程を遵守し、運営に努めなければならない。</p> <p>4 公認スキー学校が実施する事業は、本連盟又は加盟団体が直轄で実施する事業を除く。</p> <p>第3条 公認スキー学校は、本連盟の方針に基づき、指導分野を広げ、普及発展させる目的で運営しなければならない。ただし、教師が配属できる種目または競技のみを開講する。</p> <p>第4条 公認の区分は、A公認、B公認、分校、教室の4種類とし、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) A公認は、シーズン中、同一スキー場において常時開設され、必要相当の校舎を有し、教師を3名以上常駐させているもの</p> <p>(2) B公認は、シーズン中、同一スキー場において断続的であるが、開設回数が多く必要相当の校舎を有するもの</p> <p>(3) 分校は、A公認校が同一スキー場において地形上、必要とするもの</p> <p>(4) 公認スキー教室は、シーズン中、同一スキー場に留まらず、広地域にわたり、断続的に移動開設し、開設期間は数日程度の短期間で、その開設回数が多いもの</p> <p>2 スキーまたはスノーボードの、ナショナルデモンストレーター、SAJ デモンストレーター（従前のデモンストレーターを含む）、冬季オリンピックスノースポーツ種目の出場経験者で本連盟指導員資格を有する者は、同条第1項第4号の公認スキー教室を所定の手続を経て開設できる。</p> <p>第5条 公認スキー学校が、本連盟の方針に相違し、規約・規程等に著しく違反したとき又は、<u>公認スキー学校の行為に基づき受講者</u>、地域社会等とトラブルが生じた場合は、理事会の決議をもって、公認を取り消すことができる。</p> <p>2 前項により公認の取り消しを受けた公認スキー学校に委嘱されていた公認資格者は、当該公認スキー学校にとどまることができない。</p> <p>3 <u>公認スキー学校は、受講者、地域社会等又はスキー学校内部において紛争が生じた場合、公認スキー学校はその責任と費用において、紛争を解決するものとし、本連盟は何ら責任を負</u></p>	<p>教育本部規程のスキー学校の公認は第5号の為修正。どこが公認するかを明記。</p> <p>520の名称変更に伴う変更</p> <p>トラブルの原因元を明記。表現の変更。</p> <p>トラブルは該当スキー学校と加盟団体が解決し、SAJは費用も責任も負わない。</p>

<p>第7条 公認スキー学校等設置基準及び実施要領並びに公認申請要領は別にこれを定める。</p> <p>第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年8月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成17年6月15日 改正 平成18年11月1日 改正 平成24年9月26日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年7月2日 改正 平成30年12月13日 改正</p>	<p><u>わない。</u></p> <p>第6条 公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領は別にこれを定める。</p> <p>第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年8月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成17年6月15日 改正 平成18年11月1日 改正 平成24年9月26日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年7月2日 改正 平成30年12月13日 改正 <u>令和5年7月6日 改正</u></p>	<p>520の名称変更に伴う変更。 条番号訂正</p>
---	--	--

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>520 公認スキー学校等設置基準及び実施要領</p> <p>1. 公認スキー学校等設置規程第7条に基づき、本設置基準及び要領を定める。</p> <p>9. 公認するスキー学校の設置基準及び要領は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 設置の数 ① 同一スキー場内における公認は、原則として1校とする。 ② 地形上必要ある場合は、A公認校の分校の設置を認める。ただし、分校については運営及び経営において本校の指導、育成の必要があるもののみとし、本校を通じて所定の手続により、公認を受けなければならない。</p> <p>(2) 校舎 吹雪などの天候の激変の際、全生徒を収容することができる広さを有すること。ただし、他の建造物を利用してもよい。</p> <p>(3) 校則 スキー学校規則を備え、明示すること。</p> <p>(4) 経理 会計諸帳簿を作成し、収支を明確にしておかなければならない。</p> <p>(5) 管理 管理者を定め、管理運営の主体が明確であること。</p> <p>(6) 校長 校長は、当該スキー学校の運営責任者であり、公認スキー指導員、公認スノーボード指導員、公認クロスカントリースキー指導員のいずれかの資格者でなければならない。</p> <p>(7) 主任教師 主任教師は、公認スキー指導員、公認スノーボード指導員、公認クロスカントリースキー指導員のいずれかの資格者でなければならない。</p> <p>(8) 教師 教師は、公認スキー指導員・準指導員、公認スノーボード指導員・準指導員、公認クロスカントリースキー指導員・準指導員、競技技術指導員、公益財団法人日本スポーツ協会と本連盟による公認スポーツ指導者制度において認定された指導者及び、各加盟団体が認定する認定指導員のいずれかの資格者でなければならない。</p>	<p>520 公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領</p> <p>1. 公認スキー学校等設置規程第6条に基づき、本設置基準及び要領を定める。</p> <p><u>2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p><u>3. 公認スキー学校の公認は、本連盟の年度に合わせ、単年度ごとに行う。</u></p> <p><u>4. 公認スキー学校の公認期間は、当該年度に本連盟から発行する公認合格通知書に明記された日付から、当該年度の7月31日までとする。</u></p> <p><u>5. 公認するスキー学校及びスキー教室(以下、「公認スキー学校」という。)の設置基準及び要領は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 設置の数 ① 同一スキー場内における公認は、原則として1校とする。 ② 地形上必要ある場合は、A公認校の分校の設置を認める。ただし、分校については運営及び経営において本校の指導、育成の必要があるもののみとし、本校を通じて所定の手続により、公認を受けなければならない。</p> <p>(2) 校舎 <u>公認スキー学校は</u>、吹雪などの天候の激変の際、全生徒を収容することができる広さを有すること。ただし、他の建造物を利用してもよい。</p> <p>(3) 校則 <u>公認スキー学校は</u>、スキー学校規則を備え、明示すること。</p> <p>(4) 経理 <u>公認スキー学校は</u>、会計諸帳簿を作成し、収支を明確にしておかなければならない。</p> <p>(5) 管理 <u>公認スキー学校は</u>、管理者を定め、管理運営の主体を明確にすること。</p> <p>(6) 校長 <u>公認スキー学校の校長は</u>、当該スキー学校の運営責任者であり、公認スキー指導員、公認スノーボード指導員、公認クロスカントリースキー指導員のいずれかの資格者でなければならない。</p> <p>(7) 主任教師 <u>公認スキー学校の主任教師は</u>、公認スキー指導員、公認スノーボード指導員、公認クロスカントリースキー指導員のいずれかの資格者でなければならない。</p> <p>(8) 教師 <u>公認スキー学校の教師は</u>、公認スキー指導員・準指導員、公認スノーボード指導員・準指導員、公認クロスカントリースキー指導員及び、各加盟団体が認定する認定指導員のいずれかの資格者でなければならない。<u>また、教師は以下の通り、保有資格以外の指導をしてはならない。</u></p>	<p>申請内容も追記したため名称に追加。 519 条数変更に伴う修正。</p> <p>文言追加</p> <p>521 廃止に伴う公認期間単位を明記。521 の2。 教室も該当の為、519 と同じ表記とした。 公認期間を定義</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>教師の資格の見直し。CC 準指導員、競技技術指導員、JSPO コーチ資格は削除。 担当する教師は、その資格</p>

<p>(9) 教師の研修</p> <p>① 主任教師は、本連盟主任教師研修の課程を修了しなければならない。ただし、主任教師が専門委員又は技術員等で、本連盟の行う中央研修会又は技術員研修会の研修を修了している場合は、本課程を修了したものと認める。</p> <p>② 主任教師が研修に参加できない場合は、代理参加を認める。</p> <p>(10) 指導料金</p> <p>指導料金は、各学校毎に定め明示すること。</p> <p>(11) クラス人員</p> <p>1人の教師の指導する生徒数は、12人以内を原則とする。</p> <p>(12) 指導時間</p> <p>午前、午後各2時間を原則とする。</p> <p>(13) 公認スキーバジジテスト、公認スノーボードバジジテスト、公認クロスカントリースキーバジジテストの開催</p> <p>公認スキー学校等は、公認スキーバジジテスト規程、公認スノーボードバジジテスト規程及び公認クロスカントリースキーバジジテスト規程に基づき、所属加盟団体の承認を得て行うことができる。</p> <p>(14) 保険</p> <p>① 公認スキー学校等は、支払い限度額は1事故につき3億円（対人・対物共通）以上の賠償責任保険に加入していなければならない。</p> <p>② 公認スキー学校等が加入する賠償責任保険は、公認校それぞれの責任において加入すること。</p> <p>③ 公認スキー学校等は、受講生傷害保険及び受講生賠償責任保険に加入することが望ましい。</p> <p>(15) 傷害対策</p> <p>受講生の指導にあたっては、安全を第一とし、事故発生時の対処要領等を事前に作成し、万全の策を講じておくこと。</p> <p>(16) 実施報告</p> <p>公認スキー学校等は、6月末日までに実施報告書を本連盟会長に提出しなければならない。</p>	<p>① <u>公認スキー指導員・準指導員・認定スキー指導員は、スキー以外の指導をしてはならない。</u></p> <p>② <u>公認スノーボード指導員・準指導員・認定スノーボード指導員は、スノーボード以外の指導をしてはならない。</u></p> <p>③ <u>公認クロスカントリースキー指導員は、クロスカントリースキー以外の指導をしてはならない。</u></p> <p><u>(9) 教師の資格確認</u></p> <p><u>公認スキー学校は、当該年度の初回レッスン前に、教師が資格を所持している事、その資格が有効である事を確認しなければならない。</u></p> <p>(10) 教師の研修</p> <p>① <u>公認スキー学校の主任教師は、本連盟公認スキー学校主任教師研修の課程を修了しなければならない。</u>ただし、主任教師が専門委員又は技術員等で、本連盟の行う中央研修会又は技術員研修会の研修を修了している場合は、本課程を修了したものと認める。</p> <p>② <u>公認スキー学校の主任教師が、研修に参加できない場合は、代理参加を認める。</u></p> <p>(11) 指導料金</p> <p><u>公認スキー学校は、指導料金を学校ごとに定め、明示すること。</u></p> <p>(12) クラス人員</p> <p><u>公認スキー学校の1人の教師の指導する生徒数は、12人以内を原則とする。</u></p> <p>(13) 指導時間</p> <p><u>公認スキー学校の指導時間は、午前、午後各2時間を原則とする。</u></p> <p>(14) 公認スキーバジジテスト、公認スノーボードバジジテスト、公認クロスカントリースキーバジジテストの開催</p> <p>公認スキー学校は、公認スキーバジジテスト規程、公認スノーボードバジジテスト規程及び公認クロスカントリースキーバジジテスト規程に基づき、所属加盟団体の承認を得て行うことができる。</p> <p>(15) 保険</p> <p>① 公認スキー学校は、支払い限度額は1事故につき3億円（対人・対物共通）以上の賠償責任保険に、<u>公認校それぞれの責任において加入していなければならない。保険に関わる加入保険証券等（写）について、公認スキー学校は、本連盟が提出を求めた際に、指定した期日までに提出しなければならない。</u></p> <p>② 公認スキー学校は、受講生傷害保険及び受講生賠償責任保険に加入することが望ましい。</p> <p>(16) 傷害対策</p> <p><u>公認スキー学校は、受講生の指導をする際は、安全を第一とし、事故発生時の対処要領等を事前に作成し、万全の策を講じておくこと。</u></p> <p>(17) 実施報告</p> <p>公認スキー学校は、<u>本連盟から通知する手続きに従い、毎年6月末日までに、実施報告書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>6. 公認を受けようとする公認スキー学校は、毎年8月末日までに、本連盟から加盟団体に通知する手続きに従い、所属加盟団体の承認を得て、本連盟に公認申請手続きを行うこととする。</u></p> <p><u>7. 公認を受けた公認スキー学校及び加盟団体は、次の各号の手続きを行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 公認を受けたスキー学校は、別に定める各種公認・登録料</u></p>	<p>の 카테고리しか教えることができない事を明記。</p> <p>資格の保有確認と有効確認を追記。</p> <p>以下カッコ番号繰り下げ。文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>上記3の改正により「等」の削除。(以下、同様)</p> <p>①②は同じ賠償責任保険を指しているので1つにまとめた。数字の繰り上げ。SAJが証券の写しを求めた場合は提出してもらう。</p> <p>文言整理</p> <p>詳細を追記。</p> <p>521 廃止に伴う転記。申請について 521 の3。</p> <p>521 廃止に伴う転記。</p>
---	--	--

<p>3. 公認スキー学校等が行うスキー教室、スノーボード教室における、指導中その他公認スキー学校等の業務に関連して発生した事故により、スクール生その他の第三者が傷害、死亡を含む一切の損害を被った場合（以下「事故」という。）において、公認スキー学校等はその責任と費用において事故を解決するものとする。</p> <p>4. この設置基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>附一則1 この規程は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>附一則2 この規程は、平成30年8月1日から施行する。</p> <p>昭和 58 年 8 月 改訂 平成 4 年 12 月 12 日 改正 平成 7 年 10 月 13 日 改正 平成 13 年 9 月 28 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 17 年 6 月 15 日 改正 平成 17 年 11 月 2 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 22 年 8 月 31 日 改正 平成 24 年 9 月 26 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 12 月 15 日 改正 平成 28 年 4 月 20 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 8 月 22 日 改正 平成 30 年 7 月 2 日 改正 平成 30 年 12 月 13 日 改正</p>	<p>金一覧表に定める登録料を、加盟団体を通じ、指定された期日までに本連盟に納入しなければならない。</p> <p>(2) 加盟団体は、本連盟からの請求に基づき、公認スキー学校の公認料及び登録料を、納入しなければならない。</p> <p>(3) 新規公認スキー学校及び新規校扱いの公認スキー学校については、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料も納入しなければならない。ただし、分校については不要とする。</p> <p>なお、前年度、公認スキー学校主任教師研修会を欠席した公認スキー学校、経営母体・公認区分を変更する公認スキー学校及び継続して公認を受けなかった公認スキー学校は、新規校扱いとする。</p> <p>(4) 公認スキー学校が、経営母体、校名、役員、所在地等を変更する場合は、所属の加盟団体を通じ、本連盟に変更届を提出しなければならない。</p> <p>(5) 公認スキー学校が、公認年度の翌年度8月1日から次の公認期間まで夏期営業を行う場合は、所属の加盟団体を通じ、本連盟に公認期間延長届を提出し、本連盟の許諾を得なければならない。</p> <p>8. 公認後に各号に定める設置基準を満たしていないと確認された場合は、公認スキー学校等設置規程第5条1項により、理事会の決議をもって、公認を取り消すことができる。</p> <p>9. 公認スキー学校が行うスキー教室、スノーボード教室における、指導中その他公認スキー学校の業務に関連して発生した事故により、スクール生その他の第三者が傷害、死亡を含む一切の損害を被った場合（以下「事故」という。）において、公認スキー学校はその責任と費用において事故を解決するものとする。</p> <p>10. この設置基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 58 年 8 月 改訂 平成 4 年 12 月 12 日 改正 平成 7 年 10 月 13 日 改正 平成 13 年 9 月 28 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 17 年 6 月 15 日 改正 平成 17 年 11 月 2 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 22 年 8 月 31 日 改正 平成 24 年 9 月 26 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 12 月 15 日 改正 平成 28 年 4 月 20 日 改正、平成 28 年 8 月 1 日から施行 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 8 月 22 日 改正 平成 30 年 7 月 2 日 改正、平成 30 年 8 月 1 日から施行 平成 30 年 12 月 13 日 改正 令和 5 年 7 月 5 日 改正、令和 5 年 8 月 1 日から施行</p>	<p>公認手続きについて 521 5・6・7・8・9。</p> <p>夏期営業を行う場合の公認期間延長手続きについて定める。</p> <p>各種基準や要領が守られていない場合の公認取消を明記。</p> <p>以下、項数繰り下げ。</p> <p>附則の削除。改正履歴へ転記。</p>
--	--	--

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日廃止

新旧対照表

現 行	廃 止 案	備 考
<p style="text-align: center;">521 公認スキー学校等申請要領</p> <p>1. この要領は、公認スキー学校設置規程第7条に基づき、スキー学校及びスキー教室（以下、「公認スキー学校」という。）の公認申請に関し必要な事項を定める。</p> <p>2. <u>公認スキー学校の公認は、本連盟の年度に合わせて、単年度ごとに行うものとする。</u></p> <p>3. <u>公認を受けようとする公認スキー学校は、別に定める設置基準に従い、毎年8月末日までに、所属加盟団体の承認を得て、本連盟に以下の公認申請手続きを行うこととする。</u>ただし、公認スキー学校等設置規程第4条第2項の公認スキー教室については、所定手続の中の同意書は、開設地のスキー学校、所属団体及び加盟団体の同意を得て当該者が申請するものとする。</p> <p>(1) A校、B校、分校の新規申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公認スキー学校公認申請書 ② スキー学校役員名簿 ③ スキー場の略図（受付、校舎、避難場所等が明示されているもの） ④ 校則（受講生に対する安全対策要項を含むもの） ⑤ 隣接する公認スキー学校の同意書「SAJ公認スキー学校等の開設同意書」 ⑥ 開設地が所属加盟団体管轄外の場合は、当該加盟団体の「SAJ公認スキー学校等の開設承諾書」。 <p>(2) A校、B校、分校の更新申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公認スキー学校公認申請書 ② スキー学校役員名簿 <p>(3) スキー教室の申請</p> <p>スキー教室は、新規、更新に関わらず以下の申請書類を提出するものとする。ただし、教室開設地のスキー学校と所属団体が同一の場合は、所属団体の同意書の提出は省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公認スキー学校公認申請書 ② スキー学校役員名簿 ③ 教室開設地のスキー学校の同意書 ④ 所属団体の同意書 ⑤ 加盟団体の同意書 <p>(4) 保険資料の提出について</p> <p>公認スキー学校等設置基準及び実施要領2(13)①に規定した<u>保険に関わる加入保険証券等(写)の提出については、当該年度ごとに本連盟が示した期日までに提出することとする。</u></p> <p>4. 公認スキー学校の開設地が変更になる場合の申請は、スキー教室を除き、前項の新規申請と同様の書類を添付しなければならない。</p> <p>5. <u>前年度主任教師研修会を欠席した公認スキー学校は新規校扱いとする。</u></p> <p>6. <u>経営母体、公認区分を変更する公認スキー学校は、新規校扱いとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">521 公認スキー学校等申請要領</p> <p style="text-align: center;">廃 止</p> <p>【補足】 左記の現行規約欄の赤字記載部分について。 現行規約欄の内容については現行のままで、赤字記載部分の内容については、520 公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領へ転記した内容です。</p> <p>令和5年7月5日 廃止</p>	

<p>7. 公認の手続き</p> <p>(1) <u>公認を受けたスキー学校は、別に定める各種公認・登録料金一覧表に定める公認料及び登録料を、加盟団体を通じ、本連盟に納入しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>加盟団体は、公認スキー学校の公認料及び登録料から別に定める還元金を差引いた金額を、公認通知後、可及的速やかに、本連盟に納入しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>新設する公認スキー学校及び新規校扱いのスキー学校については、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入しなければならない。ただし、分校については不要とする。</u></p> <p>8. <u>スキー学校が、経営母体、校名、役員、所在地等を変更する場合は、所属の加盟団体を通じ変更届を提出しなければならない。</u></p> <p>9. <u>スキー場等の都合により開校できない場合は、所属の加盟団体を通じ、廃校届けを提出しなければならない。翌年度以降開校する場合、新規校としての手続きをとらなければならない。</u></p> <p>10. この要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>		
<p>昭和 58 年 8 月 改訂</p> <p>平成 元 年 9 月 改訂</p> <p>平成 2 年 11 月 改訂</p> <p>平成 3 年 4 月 改訂</p> <p>平成 4 年 4 月 改訂</p> <p>平成 5 年 6 月 26 日 改正</p> <p>平成 7 年 10 月 13 日 改正</p> <p>平成 12 年 9 月 21 日 改正</p> <p>平成 13 年 9 月 28 日 改正</p> <p>平成 17 年 6 月 15 日 改正</p> <p>平成 18 年 11 月 1 日 改正</p> <p>平成 22 年 8 月 31 日 改正</p> <p>平成 24 年 9 月 26 日 改正</p> <p>平成 26 年 7 月 15 日 改正</p> <p>平成 27 年 7 月 14 日 改正</p> <p>平成 29 年 7 月 15 日 改正</p> <p>平成 30 年 7 月 2 日 改正</p> <p>平成 30 年 12 月 13 日 改正</p>		

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">522 公認スキー指導者検定規程</p> <p>(公認スキー指導者検定の種類)</p> <p>第1条 公認スキー指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。</p> <p>(1) スキー指導員検定</p> <p>(2) スキー準指導員検定</p> <p>I スキー指導員検定</p> <p>(スキー指導員検定)</p> <p>第2条 スキー指導員検定について、次のとおり定める。</p> <p>(実 施)</p> <p>第3条 スキー指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周 知)</p> <p>第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(検 定 員)</p> <p>第5条 検定員は、本連盟教育本部長から委嘱されたA級検定員3名以上で構成する。</p> <p>2 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める。</p> <p>(会 期)</p> <p>第6条 会期は原則として3日間とし、同期日に行う。天候の状況等特別な事情を考慮し、1日予備日を設けることができる。</p> <p>(会 場)</p> <p>第7条 検定会場は5会場を原則とし、受検者は各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第8条 スキー指導員検定は、スキーの実技、理論について実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p>	<p style="text-align: center;">522 公認スキー指導者検定規程</p> <p>(公認スキー指導者検定の種類)</p> <p>第1条 公認スキー指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。</p> <p>(1) スキー指導員検定</p> <p>(2) スキー準指導員検定</p> <p><u>(年 度)</u></p> <p><u>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>I スキー指導員検定</p> <p>(スキー指導員検定)</p> <p>第3条 スキー指導員検定 <u>(以下「指導員検定会」という。)</u> について、次のとおり定める。</p> <p>(実 施)</p> <p>第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周 知)</p> <p>第5条 <u>指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</u></p> <p><u>(責任者・検定員)</u></p> <p>第6条 <u>指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部长・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u></p> <p><u>(2) 主任検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</u></p> <p><u>(3) 検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</u></p> <p><u>(4) 検定員は、スキーA級検定員3名以上で構成する</u></p> <p><u>(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める</u></p> <p>(会 期)</p> <p>第7条 <u>指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日に行う。諸事情により、会期を変更することができる。</u></p> <p>(会場・回数)</p> <p>第8条 <u>指導員検定会の会場は、5会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</u></p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第9条 <u>指導員検定会は、スキーの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</u></p> <p>(受検資格)</p>	<p>文言追加</p> <p>責任者、主任検定員、検定員について定める</p> <p>文言整理</p>

<p>第9条 <u>スキー指導員検定</u>受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日現在21歳以上の者。</p> <p>この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(2) <u>スキー準指導員の資格を有し、合格年度を含めず2年以上を経過している者。ただし、資格停止者を除く。</u></p> <p>(3) 加盟団体が主催するスキー指導者養成講習カリキュラム(以下「養成講習」という。)を<u>検定会</u>までに修了し、養成講習修了報告書または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。養成講習の内容は別に定める。</p> <p>(特別推薦による受検)</p> <p>第10条 <u>技術選手権を除く全日本選手権</u>(マスターズ、ジュニアを除く)、FIS公認大会及び国体等の競技会において、<u>3回以上入賞した者は</u>、スキー準指導員資格を有していても、加盟団体長の推薦により特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のスキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、<u>入賞大会名、種目、順位を付記し、その証明書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して提出する。</u></p> <p>2 <u>オリンピック出場者は</u>、スキー準指導員資格を有していても、加盟団体長の推薦により特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のスキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、<u>出場大会名、種目を付記し、その証明書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して提出する。</u></p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第11条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第12条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第13条 外国の国家検定教師の資格者又は日本プロスキー教師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージIVとして10年以上常勤した者は、<u>本連盟会員登録後</u>、加盟団体長の推薦により特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー指導員の資格を取得することができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、<u>既得資格のライセンス証(写)</u>を添付し提出する。</p> <p>II スキー準指導員検定</p> <p>(スキー準指導員検定)</p>	<p>第10条 <u>指導員検定会</u>の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日<u>時点で</u>21歳以上</p> <p>(2) <u>受検する年度の3年度前までに、スキー準指導員を取得し、資格が有効な者</u></p> <p>(3) 加盟団体が主催するスキー指導者養成講習カリキュラム(以下「養成講習」という。)を<u>指導員検定会</u>までに修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。養成講習の内容は別に定める。</p> <p>(特別推薦による受検)</p> <p>第11条 <u>オリンピック出場者、又は3回以上全日本選手権(技術選手権・マスターズ・ジュニアを除く)</u>、FIS公認大会及び国体等の競技会において入賞した者は、スキー準指導員資格を有していても、加盟団体長の推薦により特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度の指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、<u>本連盟の会員登録完了後、出場大会名、種目、順位を付記し、その証明書類を添付して提出する。</u></p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより、資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第14条 外国の国家検定教師の資格者又は日本プロスキー教師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージIVとして10年以上常勤した者は、<u>本連盟の会員登録完了後</u>、加盟団体長の推薦により特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー指導員の資格を取得することができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、<u>既得資格のライセンス証(写)</u>を添付し提出する。</p> <p>II スキー準指導員検定</p> <p>(スキー準指導員検定)</p>	<p>語句整理</p> <p>文言整理</p> <p>会員登録を完了していることが前提となるため文言追加</p> <p>オリンピック出場者を第1項に入れ第2項を削る</p>
--	--	--

<p>第14条 スキー準指導員検定について、次のとおり定める。 (実施)</p> <p>第15条 スキー準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。 2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と共同主管で開催することができる。 (申請)</p> <p>第16条 スキー準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場及び立会予定責任者並びに予定主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場及び立会責任者並びに予定主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。 (公示)</p> <p>第17条 スキー準指導員検定会の開催要項は、主管加盟団体が公示する。 (検定員)</p>	<p>第15条 スキー準指導員検定(以下「<u>準指導員検定会</u>」という。)について、次のとおり定める。 (実施)</p> <p>第16条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。 2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と<u>合同</u>で開催することができる。 (申請)</p> <p>第17条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、<u>責任者及び主任検定員</u>を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、<u>責任者、主任検定員</u>の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。 (周知)</p> <p>第18条 準指導員検定会を<u>主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</u> (責任者・検定員)</p>	<p>「共同主管」→「合同」</p> <p>語句整理</p>
<p>第18条 検定員は、主管加盟団体会長から委嘱されたA級検定員を含むB級以上の検定員資格を有する者3名以上で構成し、その中に本連盟教育本部専門委員またはスキー技術員1名以上を含まなければならない。</p> <p>(実施回数、会期)</p>	<p>第19条 <u>準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</u> <u>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体会長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u> <u>(2) 主任検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体会長が委嘱した者</u> <u>(3) 検定員は、次の要件を満たす3名以上で構成し、主管加盟団体会長が委嘱した者</u> <u>①スキーA級検定員又はスキーB級検定員資格が有効な者</u> <u>②スキーA級検定員1名以上、本連盟教育本部専門委員・スキー技術員1名以上を含める</u> (実施回数、会期)</p>	<p>責任者、主任検定員、検定員について定める</p> <p>文言整理</p>
<p>第19条 スキー準指導員検定会は、同一年度内において、実技と理論試験を1回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増すことができる。 2 同一年度内の受検は、共同主管または他の加盟団体へ委託の場合も含めて、<u>1回に限るもの</u>とする。 3 会期は原則として3日間とし、<u>受検者数の多少、天候の状況、その他特別の事情があるときは変更することができる。</u> 4 本連盟加盟団体の全日本学生スキー連盟の主管によるスキー準指導員検定会は、本連盟競技者登録を行い競技選手として活動している者を対象に実施することができる。ただし、同好会所属の本連盟会員登録者は、都道府県単位の加盟団体が主管する検定会を受検するものとする。 (検定基準・実施要領)</p>	<p>第20条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技<u>テスト</u>と理論<u>テスト</u>を1回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増すことができる。 2 同一年度内の受検は、<u>各加盟団体での合同開催又は他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1回限り</u>とする。 3 会期は、<u>2日間を原則</u>とし、<u>諸事情により変更</u>することができる。 (検定基準・実施要領)</p>	<p>語句整理</p> <p>語句整理</p> <p>会期を3日間→2日間に変更</p> <p>第19条第4項を削る (学連から、学連登録者が学連主管の準指検定会の受検を希望すれば受検可能としたいと第19条第4項削除の要望があったため)</p>
<p>第20条 スキー準指導員検定は、スキーの実技、理論について実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格)</p> <p>第21条 スキー準指導員検定受検者は、受検年度の本連盟登録会員で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。 (1) 受検する年度の4月1日現在、18歳以上の者 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 (2) 前年度までに、<u>級別テスト1級(プライズテストを含む)</u></p>	<p>第21条 <u>準指導員検定会</u>は、スキーの実技<u>テスト及び理論テスト</u>を実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格)</p> <p>第22条 準指導員検定<u>会</u>の受検者は、受検年度の本連盟<u>会員登録を完了した者</u>で、次に掲げる各号に該当しなければならない。 (1) 受検する年度の4月1日<u>時点で</u>18歳以上 (2) <u>受検する年度の</u>前年度までに、<u>スキー級別テスト1級(スキープライズテストを含む。)</u>に合格した者 (3) 加盟団体が主催する養成講習を<u>準指導員検定会</u>までに</p>	<p>語句整理</p> <p>語句整理</p>

<p>む。)を取得した者</p> <p>(3) 加盟団体が主催する養成講習を検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者</p> <p>2 前項第3号の養成講習については、基礎理論15時間、指導実習6時間とし、修了した養成講習の有効期間は2か年とする。実技実習は22時間とし、有効期間は受講年度のみとする。</p> <p>3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。 (受検手続)</p> <p>第22条 スキー準指導員検定を他の加盟団体に委託したときは、委託した加盟団体は、委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、あらかじめ承諾を得ておくものとする。 (合格者の手続)</p> <p>第23条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。 (結果の報告)</p> <p>第24条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体に報告する。</p> <p>2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。 (特別推薦による合格)</p> <p>第25条 日本プロスキー教師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージⅢとして5年以上連続して常勤した者は、本連盟会員登録後、加盟団体の推薦により特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー準指導員の資格を取得することができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)、当該年度の会員登録証明書類を添付し提出する。 (規程の改廃)</p> <p>第26条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年8月 改訂 昭和59年5月 改訂 昭和61年5月 改訂 昭和62年9月 改訂 平成元年6月 改訂 平成2年1月 改訂 平成4年10月 改正 平成5年6月26日 改正 平成6年10月3日 改正 平成7年10月13日 改正 平成10年10月5日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年9月20日 改正 平成12年10月26日 改正 平成13年9月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年6月27日 改正 平成16年6月25日 改正 平成18年6月15日 改正 平成18年11月1日 改正</p>	<p>修了し、養成講習修了報告書によって証明された者</p> <p>2 前項第3号の養成講習については、基礎理論15時間、指導実習6時間とし、修了した養成講習の有効期間は2か年とする。実技実習は22時間とし、有効期間は受講年度のみとする。</p> <p>3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。 (受検手続)</p> <p>第23条 準指導員検定を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。 (合格者の手続)</p> <p>第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。 (結果の報告)</p> <p>第25条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体に報告する。</p> <p>2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。 (特別推薦による合格)</p> <p>第26条 日本プロスキー教師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージⅢとして5年以上連続して常勤した者は、本連盟の会員登録完了後、加盟団体の推薦により特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー準指導員の資格を取得することができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。 (規程の改廃)</p> <p>第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年8月 改訂 昭和59年5月 改訂 昭和61年5月 改訂 昭和62年9月 改訂 平成元年6月 改訂 平成2年1月 改訂 平成4年10月 改正 平成5年6月26日 改正 平成6年10月3日 改正 平成7年10月13日 改正 平成10年10月5日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年9月20日 改正 平成12年10月26日 改正 平成13年9月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年6月27日 改正 平成16年6月25日 改正 平成18年6月15日 改正 平成18年11月1日 改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成23年9月20日 改正</p>	<p>語句整理</p> <p>語句整理</p> <p>「当該年度の会員登録証明書類」を削る</p>
---	---	---

<p>平成 21 年 9 月 18 日 改正 平成 22 年 8 月 31 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 8 月 9 日 改正 平成 26 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正</p>	<p>平成 25 年 8 月 9 日 改正 平成 26 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正 <u>令和 5 年 7 月 5 日 改正</u></p>	
--	---	--

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">523 公認スキー指導者検定基準及び実施要領</p> <p>I 指導員検定</p> <p>1. 公認スキー指導者検定規程第8条に基づき、指導員検定基準及び実施要領を、次のとおり定める。</p> <p>(1) 検定内容 検定内容は、<u>実技種目と理論とする。</u></p> <p>①実技種目は、次のとおりとする。 (基礎課程) ○ブルークボーゲン 緩斜面・整地 ○滑走ブルークから基礎パラレルターンへの展開 緩斜面・整地 ○基礎パラレルターン 小回り 中急斜面・ナチュラル ○横滑りの展開 中急斜面・ナチュラル (実践課程) ○シュテムターン 中急斜面・ナチュラル ○パラレルターン 大回り 急斜面・ナチュラル ○パラレルターン 小回り 中急斜面・不整地 ○総合滑降 リズム変化 総合斜面・ナチュラル</p> <p>②理論 理論の出題範囲は、<u>日本スキー教程、日本スキー教程安全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のために、規約・規程とする。</u></p> <p>(2) 養成講習 ①養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間、加盟団体が実施する。 ○基礎理論 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間) ○指導実習 6時間(集合講習 2時間、自主学習 4時間) ○実技実習 22時間(集合講習 20時間、自主学習 2時間) ②講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スキーパトリール技術員、主管加盟団体が特に認めた者とする。 ③養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p>	<p style="text-align: center;">523 公認スキー指導者検定基準及び実施要領</p> <p>1. 公認スキー指導者検定規程第9条に基づき、<u>公認スキー指導員検定及び公認スキー準指導員検定の</u>検定基準及び実施要領に<u>関し、必要な事項を</u>定める。 <u>2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>I <u>スキー</u>指導員検定</p> <p><u>3. スキー指導員検定の検定基準及び実施方法</u> <u>スキー指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</u></p> <p>(1) <u>実技テスト</u>の種目は、次のとおりとする。 (基礎課程) ○ブルークボーゲン 緩斜面・整地 ○滑走ブルークから基礎パラレルターンへの展開 緩斜面・整地 ○基礎パラレルターン 小回り 中急斜面・ナチュラル ○横滑りの展開 中急斜面・ナチュラル (実践課程) ○シュテムターン 中急斜面・ナチュラル ○パラレルターン 大回り 急斜面・ナチュラル ○パラレルターン 小回り 中急斜面・不整地 ○総合滑降 リズム変化 総合斜面・ナチュラル</p> <p>(2) 理論<u>テスト</u>の出題範囲は、<u>本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。</u></p> <p>(3) 採点基準・<u>合否判定方法</u> ① <u>実技テスト</u>は、検定員3名の評価とし、3名の<u>評価の</u>平均値(<u>小数一位を四捨五入</u>)を当該種目の取得ポイントとする。 ② <u>実技テスト</u>は、<u>各種目とも</u>80ポイントを基準とし、基礎課程4種目中3種目が80ポイント以上、実践課程4種目中3種目が80ポイント以上とし、合計640ポイント以上を合格とする。 ③ 理論<u>テスト</u>は、満点に対して60%以上を合格とする。 ④ 総合判定は、<u>同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。</u></p> <p>(4) 養成講習</p>	<p>文言整理</p> <p>文言追加</p> <p>文言変更</p> <p>養成講習と採点基準の項番号入換</p>

<p>(3) 採点基準</p> <p>①実技種目は、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、小数点第1位を四捨五入とする。</p> <p>②実技種目は、80ポイントを基準とし、基礎課程4種目中3種目が80ポイント以上、実践課程4種目中3種目が80ポイント以上とし、合計640ポイント以上取得をもって合格とする。</p> <p>③理論は満点に対して60%以上をもって合格とする。</p> <p>④養成講習は、実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。</p> <p>⑤総合判定は、実技・理論の合格をもって合格とする。</p>	<p>① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間とし、加盟団体が実施する。</p> <p>○基礎理論 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)</p> <p>○指導実習 6時間(集合講習 2時間、自主学習 4時間)</p> <p>○実技実習 22時間(集合講習 20時間、自主学習 2時間)</p> <p>② 養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体が特に認めた者とする。</p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p>④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。</p>	<p>養成講習の修了について (3) ④から移動</p>
<p>II 準指導員検定</p> <p>2. 公認スキー指導者検定規程第20条に基づき、準指導員検定基準及び実施要領を、次のとおり定める。</p> <p>(1) 検定内容</p> <p>検定内容は、実技種目と理論とする。</p> <p>①実技種目は、次のとおりとする。</p> <p>(基礎課程)</p> <p>○ブルークボーゲン 緩斜面・整地</p> <p>○滑走ブルークから基礎パラレルターンへの展開 緩斜面・整地</p> <p>○基礎パラレルターン 小回り 中急斜面・ナチュラル</p> <p>○横滑りの展開 中急斜面・ナチュラル</p> <p>(実践課程)</p> <p>○シュテムターン 中急斜面・ナチュラル</p> <p>○パラレルターン 大回り 急斜面・ナチュラル</p> <p>○パラレルターン 小回り 中急斜面・不整地</p> <p>○総合滑降 リズム変化 総合斜面・ナチュラル</p> <p>②理論</p> <p>理論の出題範囲は、日本スキー教程、日本スキー教程安全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のために、規約・規程とする。</p> <p>(2) 養成講習</p> <p>① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間、加盟団体が実施する。</p> <p>○基礎理論 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)</p> <p>○指導実習 6時間(集合講習 2時間、自主学習 4時間)</p> <p>○実技実習 22時間(集合講習 20時間、自主学習 2時間)</p> <p>② 講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スキーパトロール技術員等とする。</p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p>(3) 採点基準</p> <p>①実技種目は、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、小数点第1位を</p>	<p>II <u>スキー</u>準指導員検定</p> <p>4. <u>スキー準指導員検定の検定基準及び実施方法</u></p> <p><u>スキー準指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</u></p> <p>(1) <u>実技テスト</u>の種目は、次のとおりとする。</p> <p>(基礎課程)</p> <p>○ブルークボーゲン 緩斜面・整地</p> <p>○滑走ブルークから基礎パラレルターンへの展開 緩斜面・整地</p> <p>○基礎パラレルターン 小回り 中急斜面・ナチュラル</p> <p>○横滑りの展開 中急斜面・ナチュラル</p> <p>(実践課程)</p> <p>○シュテムターン 中急斜面・ナチュラル</p> <p>○パラレルターン 大回り 急斜面・ナチュラル</p> <p>○パラレルターン 小回り 中急斜面・不整地</p> <p>○総合滑降 リズム変化 総合斜面・ナチュラル</p> <p>(2) 理論<u>テスト</u>の出題範囲は、<u>本連盟の教程等刊行物</u>、規約・規程とし、<u>当該年度の開催要項に明示</u>する。</p> <p>(3) 採点基準・<u>合否判定方法</u></p> <p>① 実技<u>テスト</u>は、検定員3名の評価とし、3名の<u>評価の平均値(小数点第1位を四捨五入)</u>を当該種目の取得ポイントとする。</p> <p>② 実技<u>テスト</u>は、<u>各種目とも</u>75ポイントを基準とし、基礎課程4種目中3種目が75ポイント以上、実践課程4種目中3種目が75ポイント以上とし、合計600ポイント以上を合格とする。</p> <p>③ 理論<u>テスト</u>は、<u>満点に対して60%以上を合格とする。</u></p> <p>④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。</p> <p>(4) 養成講習</p> <p>① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間とし、加盟団体が実施する。</p> <p>○基礎理論 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)</p> <p>○指導実習 6時間(集合講習 2時間、自主学習 4時間)</p>	<p>養成講習と採点基準の項番号入換</p>

<p>四捨五入とする。</p> <p>②実技各種目とも、75ポイントを基準とし、基礎課程4種目中3種目が75ポイント以上、実践課程4種目中3種目が75ポイント以上とし、合計600ポイント以上取得をもつて合格とする。</p> <p>③理論は満点に対して60%以上をもつて合格とする。</p> <p>④養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。</p> <p>⑤総合判定は、同一年度内において、実技・理論の合格をもつて合格とする。</p> <p>3. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>4. 附則 この規程は、令和2年8月1日から施行する。</p> <p>昭和61年5月 改訂 昭和62年9月 改訂 平成4年10月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成7年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年7月12日 改正 平成16年6月25日 改正 平成19年7月5日 改正 平成21年9月18日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年8月9日 改正 平成25年12月17日 改正 平成26年7月15日 改正 平成28年4月20日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和元年9月27日 改正 令和元年12月11日 改正 令和2年7月8日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年12月21日 改正</p>	<p>○実技実習 22時間（集合講習 20時間、自主学习 2時間）</p> <p>② <u>養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。</u></p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p><u>④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。</u></p> <p>5. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和61年5月 改訂 昭和62年9月 改訂 平成4年10月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成7年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年7月12日 改正 平成16年6月25日 改正 平成19年7月5日 改正 平成21年9月18日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年8月9日 改正 平成25年12月17日 改正 平成26年7月15日 改正 平成28年4月20日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和元年9月27日 改正 令和元年12月11日 改正 令和2年7月8日 改正、<u>令和2年8月1日施行</u> 令和2年11月6日 改正 令和3年12月21日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>「スキーパトロール技術員等」の「等」を削る。 スキー指導員検定に合わせ「主管加盟団体長が特に認めた者」を追加</p> <p>養成講習の修了について (3) ④から移動</p> <p>附則は、施行日を下記に明記し削る。</p>
--	---	---

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>529 公認スキーパトロール研修会規程</p> <p>第1条 公認スキーパトロール研修会（以下「研修会」という。）は、本連盟が主催する。ただし、加盟団体が主管して実施する場合、本連盟の承認を受けなければならない。会場は「(公財)全日本スキー連盟公認スキーパトロール研修会××会場」と称する。</p> <p>第2条 公認スキーパトロールは、所属する加盟団体に依らず、研修会場を自由に選ぶことができる。</p> <p>2 スキーパトロール中央研修会およびスキーパトロール技術員研修会は、特定行事として、これに参加した役員及び参加者は、スキー指導者研修、スノーボード指導者研修、スキーパトロール研修、クロスカントリー指導者研修を修了したものとみなす。</p> <p>3 スキーパトロール検定会は、特定行事として、これに参加した役員は、スキーパトロール研修を修了したものとみなす。</p> <p>第3条 研修会の開催期日及び会場は、オフィシャルブック等で周知する。</p> <p>2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場及び立会予定責任者、並びに予定主任講師を本連盟に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場及び立会予定責任者、並びに予定主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>第4条 研修会年度は、本連盟年度とする。</p> <p>第5条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営するものとする。</p> <p>(1) 研修会責任者は、本連盟理事・教育本部専門委員、主管加盟団体会長・副会長・教育本部理事・安全対策部長（委員長、または教育本部理事会が認めた者とする。</p> <p>(2) 研修会は、原則として、実技4単位、理論2単位とし、1単位の研修時間は2時間以上とする。ただし、都合により欠単位のある者は、別の会場において不足分を補うものとする。</p> <p>(3) 主任講師及び講師は、専門委員またはスキーパトロール技術員とする。ただし、加盟団体主管の研修会においては、主管加盟団体会長が選任する者を活用することができる。また、主任講師は、スキー指導者研修会と同時開催される場合、スキー指導者研修会の主任講師が、これを兼ねることができる。なお、SAJ主催主管の技術員研修会についても、同様の取扱いとする。</p> <p>(4) 本連盟が主催・主管する研修会の参加希望者は、開催</p>	<p>529 公認スキーパトロール研修会規程</p> <p>第1条 <u>公認スキーパトロール規程第8条第1項第1号に定めた</u>公認スキーパトロール研修（以下「研修会」という。）は、<u>公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）</u>が主催し「(公財)全日本スキー連盟スキーパトロール研修会××会場」と称する。ただし、加盟団体が主管する場合は、本連盟の承認を受けなければならない。</p> <p>第2条 <u>本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>第3条 <u>研修会の会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。</u></p> <p>2 <u>研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。</u></p> <p>第4条 研修会の開催期日及び会場は、<u>主管団体のホームページ</u>等で周知する。</p> <p>2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者<u>及び</u>主任講師を本連盟に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。</u></p> <p>第5条 研修会年度は、本連盟年度とする。</p> <p>第6条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。</p> <p>(1) 研修会<u>の</u>責任者は、本連盟<u>の</u>理事・<u>教育本部部長</u>・教育本部専門委員、主管加盟団体会長・副会長・教育本部理事・安全対策部長、<u>又は本連盟の</u>教育本部理事会が認めた者。</p> <p>(2) <u>研修会</u>の主任講師は、<u>本連盟の教育本部</u>専門委員・スキーパトロール技術員とする。<u>なお、本連盟主催主管のスキーパトロール技術員研修会についても同様の取扱いとする。</u></p> <p>(3) <u>研修会</u>の講師は、<u>本連盟の安全対策専門委員</u>・スキーパトロール技術員とする。<u>なお、本連盟主催主管のスキーパトロール技術員研修会についても同様の取扱いとする。</u></p> <p>(4) 研修会<u>の必修単位</u>は4単位とし、1単位の研修時間は2時間以上とする。ただし、欠単位<u>がある場合は</u>、別の会場<u>で不足分を補うことができる。</u></p> <p>(5) <u>研修会</u>の研修内容は、<u>公認スキーパトロール規程第5条で定めた内容とし、研修方法は主管団体が定める。</u></p> <p>(6) 本連盟が主管する研修会の参加希望者は、開催要項に</p>	<p>研修制度を定める規程のため規程名から「会」を削る</p> <p>文言整理</p> <p>文言追加</p> <p>文言整理</p> <p>教育本部資格更新認定事業一覧表制定に伴う文言変更</p> <p>発行物変更に伴う文言変更</p> <p>語句整理</p> <p>511, 533 に合わせる</p> <p>教育本部部長を追加</p> <p>項番号入換 文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>項番号入換 研修の実技・理論区分を定めず、必修単位のみ明記した。</p> <p>文言追加</p>

<p>要項に示された期日までに、本連盟会員登録システムから申込みものとする。</p> <p>(5) 加盟団体が主管する研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申し込むものとする。</p> <p>(6) 本連盟が主催・主管する研修会の主任講師は、参加者の出欠を事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出しなければならない。</p> <p>(7) 加盟団体が主管する研修会の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行わなければならない。</p> <p>第6条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加人員等によって増額し徴収することができる。</p> <p>第2条第2項、第3項のみなし研修修子の場合の参加料は徴収しない。</p> <p>第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和61年8月 改訂 昭和63年5月 改訂 昭和63年6月 改訂 平成2年11月 改訂 平成5年6月 改正 平成7年10月13日 改正 平成8年10月15日 改正 平成12年9月20日 改正 平成15年6月27日 改正 平成16年11月2日 改正 平成18年6月15日 改正 平成20年6月25日 改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 令和4年4月18日 改正</p>	<p>示された期日までに、本連盟会員登録システムから申込み。</p> <p>(7) 加盟団体が主管する研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申し込む。</p> <p>(8) 本連盟が主管する研修会の主任講師は、参加者の出欠を事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>(9) 加盟団体が主管する研修会の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。</p> <p>第7条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加人員等によって増額し徴収することができる。</p> <p>第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和61年8月 改訂 昭和63年5月 改訂 昭和63年6月 改訂 平成2年11月 改訂 平成5年6月 改正 平成7年10月13日 改正 平成8年10月15日 改正 平成12年9月20日 改正 平成15年6月27日 改正 平成16年11月2日 改正 平成18年6月15日 改正 平成20年6月25日 改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 令和4年4月18日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>文言削除</p>
--	--	-------------

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">530 公認スキーパトロール検定規程</p> <p>(趣 旨) 第1条 この規程は、公認スキーパトロール検定会(以下「検定会」という。)に関する必要な事項を定める。 (目 的) 第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。</p> <p>(実 施) 第3条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 (周 知) 第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。 (検定員) 第5条 検定員は、教育本部内の専門委員・スキーパトロール技術員等とし、本連盟教育本部長が委嘱する。</p> <p>(会 期) 第6条 会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。 (会 場) 第7条 会場は、1会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。</p> <p>(受検資格) 第8条 本連盟登録会員で、級別テスト1級以上。 2 赤十字救急員認定証の交付を受けているか、救急I課程修了者(消防学校において、135時間以上の教育を受けた者)、医師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること。 3 受検する年度の4月1日時点で、20歳以上。 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 4 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定会までに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年</p>	<p style="text-align: center;">530 公認スキーパトロール検定規程</p> <p>(趣 旨) 第1条 本規程は、公認スキーパトロール検定会(以下「検定会」という。)に関する必要な事項を定める。 (目 的) 第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。 <u>(年 度)</u> 第3条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(実 施) 第4条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 (周 知) 第5条 検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。 (責任者・検定員) 第6条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。 <u>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部长・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u> <u>(2) 主任検定員は、スキーパトロール資格が有効な本連盟の安全対策専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</u> <u>(3) 検定員は、スキーパトロール資格が有効な本連盟の安全対策専門委員・スキーパトロール技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</u></p> <p>(会 期) 第7条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。 (会場・回数) 第8条 検定会の会場は、1会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。<u>同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</u></p> <p>(受検資格) 第9条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。 <u>(1) 受検する年度の4月1日時点で20歳以上</u> <u>(2) 受検する年度の受検申込期限までに、スキー級別テスト1級(スキーブライズテストを含む。)に合格した者又はスキー準指導員以上の資格が有効な者</u> <u>(3) 赤十字救急員認定証の交付を受けているか、救急I課程修了者(消防学校において、135時間以上の教育を受けた者)、医師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること</u> <u>(4) 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定</u></p>	<p>文言追加</p> <p>責任者、主任検定員、検定員について定める</p> <p>項番号入換</p>

<p>とする。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第 9 条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告及び発表)</p> <p>第 10 条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後 2 週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(検定基準)</p> <p>第 11 条 検定基準は、別にこれを定める。</p> <p>第 12 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 61 年 8 月 改訂 昭和 63 年 5 月 改訂 平成 5 年 6 月 26 日 改正 平成 8 年 10 月 15 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 20 年 6 月 25 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 28 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正</p>	<p>会までに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は 3 か年とする</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第 10 条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告及び発表)</p> <p>第 11 条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後 2 週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(検定基準)</p> <p>第 12 条 検定基準は、別にこれを定める。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第 13 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 61 年 8 月 改訂 昭和 63 年 5 月 改訂 平成 5 年 6 月 26 日 改正 平成 8 年 10 月 15 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 20 年 6 月 25 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 28 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正 <u>令和 5 年 7 月 5 日 改正</u></p>	
---	---	--

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">531</p> <p style="text-align: center;">公認スキーパトロール検定基準と実施要領</p> <p>1. この検定基準と実施要領は、公認スキーパトロール検定規程第11条に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>(1) 検定要領</p> <p>① スキー実技テスト</p> <p>○基礎種目テスト実施要領 別表①のとおりとする。</p> <p>○搬送種目テスト実施要領 別表②のとおりとする。</p> <p>② 理論テスト</p> <p>出題範囲は、日本スキー教程安全編、規約・規程とし、所要時間 60 分を原則とする。</p> <p>③ 採点基準</p> <p>テストの採点基準は次のとおりとする。</p> <p>○スキー実技テストは、1 種目あたり 100 ポイントとし、検定員 3 名の評価の平均値 (小数一位を四捨五入) を当該種目の取得ポイントとする。6 種目の合計が 450 ポイント以上を合格とする。</p> <p>○理論テストは、100 点満点とし、60%以上を合格とする。</p> <p>(2) 養成講習</p> <p>① 養成講習は、集合講習 20.5 時間、自主学習 17 時間とし、加盟団体が実施する。</p> <p>○理論講習 15 時間 (集合講習 6 時間、自主学習 9 時間)</p> <p>○実技講習 22.5 時間 (集合講習 14.5 時間、自主学習 8 時間)</p> <p>② 講師は、<u>教育本部専門委員 (安全対策部) またはスキーパトロール技術員とし、当該年度のスキーパトロール中央研修会またはスキーパトロール技術員研修会を修了していること。</u></p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p>2. この基準及び実施内容の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>	<p style="text-align: center;">531</p> <p style="text-align: center;">公認スキーパトロール検定基準と実施要領</p> <p>1. 公認スキーパトロール検定規程第 12 条に基づき、<u>公認スキーパトロール検定の検定基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。</u></p> <p><u>2. 本規程の年度は、本連盟の定款第 6 条で定めた事業年度 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までをいう。</u></p> <p><u>3. スキーパトロール検定の検定基準及び実施方法</u> <u>スキーパトロール検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</u></p> <p>(1) 検定要領</p> <p>① スキー実技テスト</p> <p>○基礎種目テスト実施要領 別表①のとおりとする。</p> <p>○搬送種目テスト実施要領 別表②のとおりとする。</p> <p>② 理論テスト</p> <p>出題範囲は、<u>本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。</u>所要時間は 60 分を原則とする。</p> <p>③ 採点基準・<u>合否判定方法</u></p> <p>テストの採点基準は次のとおりとする。</p> <p>○スキー実技テストは、1 種目あたり 100 ポイントとし、検定員 3 名の評価の平均値 (小数一位を四捨五入) を当該種目の取得ポイントとする。6 種目の合計が 450 ポイント以上を合格とする。</p> <p>○理論テストは、100 点満点とし、60%以上を合格とする。 <u>○総合判定は、同一年度内において、実技テスト、理論テストの両方を合格した場合、合格となる。</u></p> <p>(2) 養成講習</p> <p>① 養成講習は、集合講習 20.5 時間、自主学習 17 時間とし、加盟団体が実施する。</p> <p>○理論講習 15 時間 (集合講習 6 時間、自主学習 9 時間)</p> <p>○実技講習 22.5 時間 (集合講習 14.5 時間、自主学習 8 時間) <u>○実施要領は、別表③のとおりとする。</u></p> <p>② <u>養成講習会の講師は、本連盟の安全対策専門委員・スキーパトロール技術員とし、当該年度のスキーパトロール中央研修会</u> <u>Xはスキーパトロール技術員研修会を修了した者</u></p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p><u>④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。</u></p> <p>4. この基準及び実施内容の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>	<p>文言追加</p> <p>文言変更</p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p>

昭和 61 年 8 月 改訂	昭和 61 年 8 月 改訂	
昭和 63 年 5 月 改訂	昭和 63 年 5 月 改訂	
平成 5 年 6 月 26 日 改正	平成 5 年 6 月 26 日 改正	
平成 14 年 11 月 5 日 改正	平成 14 年 11 月 5 日 改正	
平成 15 年 11 月 7 日 改正	平成 15 年 11 月 7 日 改正	
平成 23 年 9 月 20 日 改正	平成 23 年 9 月 20 日 改正	
平成 24 年 9 月 26 日 改正	平成 24 年 9 月 26 日 改正	
平成 25 年 8 月 9 日 改正	平成 25 年 8 月 9 日 改正	
平成 29 年 7 月 15 日 改正	平成 29 年 7 月 15 日 改正	
平成 30 年 12 月 13 日 改正	平成 30 年 12 月 13 日 改正	
令和元年 12 月 11 日 改正	令和元年 12 月 11 日 改正	
令和 5 年 4 月 20 日 改正	令和 5 年 4 月 20 日 改正	
	<u>令和 5 年 7 月 5 日 改正</u>	

新旧対照表

現行					改正案					備考
531 別表①②③④⑤⑥					531 別表①②③④⑤⑥					
別表① 公認スキーパトロール検定 基礎種目テスト実施要領					別表① 公認スキーパトロール検定 基礎種目テスト実施要領					
区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点	区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点	
制動技術	ブルークボーゲン	・整地/中急斜面 ・中回り ・6回転~8回転	制動を主体とした回転技術	・ターン運動の構成(ポジショニング、エッジング)	制動技術	ブルークボーゲン	・整地/中急斜面 ・中回り ・6回転~8回転	制動を主体とした回転技術	・ターン運動の構成(ポジショニング、エッジング)	
	横滑り	・整地/中急斜面 ・ブルークスタンスでの左右の切換え4回以上 ・ピボット操作での左右の切換え4回以上	・種類の異なる切り換えを連続して行う ・スピードコントロールとフォールライン方向維持	・斜面状況への適応度(スピードと回転弧のコントロール)		横滑り	・整地/中急斜面 ・ブルークスタンスでの左右の切換え4回以上 ・ピボット操作での左右の切換え4回以上	・種類の異なる切り換えを連続して行う ・スピードコントロールとフォールライン方向維持	・斜面状況への適応度(スピードと回転弧のコントロール)	
応用技術	パラレルターン(小回り)	・整地/急斜面	各種地形・雪質への対応滑らかに安定した操作	・運動の質的内容(バランス・リズム・タイミング)	応用技術	パラレルターン(小回り)	・整地/急斜面	各種地形・雪質への対応滑らかに安定した操作	・運動の質的内容(バランス・リズム・タイミング)	
	パラレルターン(大回り)	・整地/急斜面	各種地形・雪質への対応滑らかに安定した操作			パラレルターン(大回り)	・整地/急斜面	各種地形・雪質への対応滑らかに安定した操作		
別表② 公認スキーパトロール検定 搬送種目テスト実施要領					別表② 公認スキーパトロール検定 搬送種目テスト実施要領					
区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点	区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点	
搬送技術	制限搬送	・整地/緩~中斜面 ・大回りと浅回り 10~15 旗門を含む複合コース	・仮傷病者を載せたアキヤボートを後方1人操作で搬送する	・安定を優先したスムーズな操作	搬送技術	制限搬送	・整地/緩~中斜面 ・大回りと浅回り 10~15 旗門を含む複合コース	・仮傷病者を載せたアキヤボートを後方1人操作で搬送する	・安定を優先したスムーズな操作	
	真下搬送	・整地/中~急斜面 ・旗門間隔 5m 以内、旗門距離 10m 以内のオープンゲート4セットで構成されたコース	・仮傷病者を載せたアキヤボートを後方1人操作で搬送する	・指定条件の達成		真下搬送	・整地/中~急斜面 ・旗門間隔 5m 以内、旗門距離 10m 以内のオープンゲート4セットで構成されたコース	・仮傷病者を載せたアキヤボートを後方1人操作で搬送する	・指定条件の達成	
別表③ 公認スキーパトロール養成講習実施要領					別表③ 公認スキーパトロール養成講習実施要領					
I. 理論講習 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)					I. 理論講習 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)					
講習科目	時間	内容			講習科目	時間	内容			
1. 序論	1.0	①スノースポーツを取り巻く環境 ②スノースポーツに内在する危険 ③スノースポーツ事故の実態 ④事故と法的責任 ⑤安全なスノースポーツ環境の創出に向けて			序論	1.0	①スノースポーツを取り巻く環境 ②スノースポーツに内在する危険 ③スノースポーツ事故の実態 ④事故と法的責任 ⑤安全なスノースポーツ環境の創出に向けて			講習科目の箇条書き番号削除
2. 安全な滑走のために	1.0	①スキーヤーの責務 ②引率者・指導者および受講者の責務 ③救助義務 ④ジュニアスキーヤー、シニアスキーヤーの安全対策 ⑤スノーボーダーの安全対策 ⑥競技スキーの安全対策 ⑦スキー用具と安全			安全な滑走のために	1.0	①スキーヤーの責務 ②引率者・指導者および受講者の責務 ③救助義務 ④ジュニアスキーヤー、シニアスキーヤーの安全対策 ⑤スノーボーダーの安全対策 ⑥競技スキーの安全対策 ⑦スキー用具と安全			番号変更
3. スキーパトロール概論	1.5	①スキーパトロールとは ②スキーパトロールの業務内容 ③スキーパトロールに求められる知識・技術 ④スキー場の運営			スキーパトロール概論	1.5	①スキーパトロールとは ②スキーパトロールの業務内容 ③スキーパトロールに求められる知識・技術 ④スキー場の運営			
4. スノースポーツの医学	1.5	①スノースポーツ救急法概論 ②スノースポーツの外傷・障害			スノースポーツの医学	1.5	①スノースポーツ救急法概論 ②スノースポーツの外傷・障害			
5. 山岳スキー	1.0	①バウンダリーを越えることの意味 ②基礎知識・基本技術 ③装備 ④冬山の気象学 ⑤雪崩 ⑥捜索費用・保険			山岳スキー	1.0	①バウンダリーを越えることの意味 ②基礎知識・基本技術 ③装備 ④冬山の気象学 ⑤雪崩 ⑥捜索費用・保険			
II. 実技講習 22.5時間(集合講習 14.5時間、自主学習 8時間)					II. 実技講習 22.5時間(集合講習 14.5時間、自主学習 8時間)					
講習科目	時間	内容			講習科目	時間	内容			
1. 基礎種目制動技術	3.0	スキーパトロールとして必要な、制動技術・回転技術・総合技術を用いたブルークボーゲン 横滑り 片開きブルーク(別表④、講習内検定)			基礎種目制動技術	3.0	スキーパトロールとして必要な、制動技術・回転技術・総合技術を用いたブルークボーゲン 横滑り 片開きブルーク(別表④、講習内検定)			講習科目の箇条書き番号削除
2. 基礎種目応用技術	2.0	パラレルターン(小回り・大回り)			基礎種目応用技術	2.0	パラレルターン(小回り・大回り)			文言変更
3. 搬送種目	5.5	仮傷病者を乗せたアキヤボート後方一人操作で制限搬送(浅回り搬送、大回り搬送) 真下搬送			搬送種目	5.5	仮傷病者を 載せた アキヤボート後方一人操作で制限搬送(浅回り搬送、大回り搬送) 真下搬送			番号変更 行入れ換え
4. ロープ操法	2.0	日本スキー教程安全編に示すロープワーク(別表⑤、講習内検定)			救急法	2.0	赤十字救急法講習教本に示す三角巾包帯法及び止血法(別表⑤、講習内検定)			
5. 救急法	2.0	赤十字救急法講習教本に示す三角巾包帯法及び止血法(別表⑥、講習内検定)			ロープ操法	2.0	本連盟の教程等刊行物 に示すロープワーク(別表⑥、講習内検定)			

別表④ 公認スキーパトロール検定 基礎種目テスト (片開きブルーク) 実施要領

Table with 5 columns: 区分, 実技種目, 斜面/回転数, 実技の内容, 評価の観点, 合否判定. Content includes details for the '片開きブルーク' test.

別表④ 公認スキーパトロール検定 基礎種目テスト (片開きブルーク) 実施要領 (講習内検定)

Table with 5 columns: 区分, 実技種目, 斜面/回転数, 実技の内容, 評価の観点, 合否判定. Content includes details for the '片開きブルーク' test (practice).

別表⑤ 公認スキーパトロール検定 救急法テスト実施要領 (講習内検定)

Table with 5 columns: 区分, 課題, 条件, 方法, 評価の観点, 合否判定. Content includes details for the '止血' and '包帯・固定' tests.

別表⑤ 公認スキーパトロール検定 救急法テスト実施要領 (講習内検定)

Table with 5 columns: 区分, 課題, 条件, 方法, 評価の観点, 合否判定. Content includes details for the '止血' and '包帯・固定' tests (practice).

別表⑥ 公認スキーパトロール検定 ロープ操法テスト実施要領 (講習内検定)

Table with 5 columns: 区分, 課題, 条件, 方法, 評価の観点, 合否判定. Content includes details for the 'ロープ操法' test.

別表⑥ 公認スキーパトロール検定 ロープ操法テスト実施要領 (講習内検定)

Table with 5 columns: 区分, 課題, 条件, 方法, 評価の観点, 合否判定. Content includes details for the 'ロープ操法' test (practice).

		片手で保持した状態で待機する。 ・制限時間は、全種目とも40秒とする。	る。	たか)						

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">532 公認スノーボード指導者規程</p> <p>(目 的) 第1条 この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スノーボード指導者（以下「指導者」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定 義) 第2条 指導者とは、本連盟公認スノーボード指導員、公認スノーボード準指導員をいう。</p> <p>(任 務) 第3条 指導者は、スノーボード界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。</p> <p>(資 格) 第4条 指導者は、全国共通の資格を有し、公認スノーボード検定員規程に定めるところにより、その検定員となることができる。ただし、指導者資格が停止している場合、又は指導者資格を喪失している場合は、検定員として活動することができない。</p> <p>(活動の範囲) 第5条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。</p> <p>(有効期間) 第6条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(義 務) 第7条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。 (1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スノーボード指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止) 第8条 指導者が、指導者研修会を2年続けて未修了の場合は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第9条 指導者の資格の停止解除は、公認スノーボード指導者研修修了をもって資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失) 第10条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、</p>	<p style="text-align: center;">532 公認スノーボード指導者規程</p> <p>(目 的) 第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スノーボード指導者（以下「指導者」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(年 度)</u> 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(定 義) 第3条 本規程の指導者とは、本連盟公認スノーボード指導員、公認スノーボード準指導員をいう。</p> <p>(任 務) 第4条 指導者は、スノーボード界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。</p> <p>(資 格) 第5条 指導者は、<u>公認スノーボード指導者検定規程に定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</u></p> <p>(活動の範囲) 第6条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。</p> <p>(有効期間) 第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義 務) 第8条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。 (1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スノーボード指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止) 第9条 指導者が、指導者研修を2年続けて未修了の場合は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第10条 指導者の資格の停止解除は、公認スノーボード指導者研修修了により資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失) 第11条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、指</p>	<p>文言追加</p> <p>文言変更</p> <p>文言削除</p> <p>「指導者研修会」→「指導者研修」</p>

<p>理事会の決定により、指導者の資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (登録料の納期)</p> <p>第11条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納めるものとする。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成10年10月5日 制定</p> <p>平成12年9月20日 改正</p> <p>平成14年6月28日 改正</p> <p>平成17年6月15日 改正</p> <p>平成23年9月20日 改正</p> <p>平成25年7月9日 改正</p> <p>平成29年7月15日 改正</p> <p>平成29年8月22日 改正</p> <p>令和2年11月6日 改正</p> <p>令和3年9月27日 改正</p>	<p>指導者の資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p><u>2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。</u></p> <p>(登録料の納期)</p> <p>第12条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成10年10月5日 制定</p> <p>平成12年9月20日 改正</p> <p>平成14年6月28日 改正</p> <p>平成17年6月15日 改正</p> <p>平成23年9月20日 改正</p> <p>平成25年7月9日 改正</p> <p>平成29年7月15日 改正</p> <p>平成29年8月22日 改正</p> <p>令和2年11月6日 改正</p> <p>令和3年9月27日 改正</p> <p><u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>「理事会の決定により」を第1項から削り、第2項に入れる</p>
--	--	------------------------------------

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>533 公認スノーボード指導者研修会規程</p>	<p>533 公認スノーボード指導者研修規程</p>	<p>研修制度を定める規程のため規程名から「会」を削る</p>
<p>第1条 公認スノーボード指導者規程第7条第1項第1号に定める指導者研修会（以下「研修会」という。）は、本連盟が主催し、加盟団体主管のもとに行い、会場は「(公財)全日本スキー連盟スノーボード指導者研修会××会場」と称する。</p>	<p>第1条 公認スノーボード指導者規程第8条第1項第1号に定め<u>た公認スノーボード指導者研修</u>（以下「研修会」という。）は、<u>公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）</u>が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財)全日本スキー連盟スノーボード指導者研修会××会場」と称する。</p>	<p>条番号変更 文言整理</p>
<p>第2条 スノーボード指導者は、公認スノーボード指導者規程第7条第1項第1号の規定により、前条の研修会に参加し、研修を修了するものとする。ただし、参加する研修会場は、所属加盟団体に依らず、自由に選ぶことができる。</p>	<p>第2条 <u>本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p>	<p>文言追加</p>
<p>2 スノーボード中央研修会、スノーボード技術員研修会および公認スノーボード指導員検定会は、特定行事として、これに参加した役員及び参加者は、スキー指導者研修、スノーボード指導者研修、スキーパトロール研修、クロスカントリー指導者研修を修了したものとみなす。</p>	<p>第3条 <u>研修会の会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。</u> 2 <u>研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。</u></p>	<p>主語の入換 文言整理 教育本部資格更新認定事業一覧表制定に伴う文言変更</p>
<p>第3条 研修会の開催期日及び会場は、主管加盟団体が、開催要項で告示する。</p>	<p>第4条 <u>研修会を主管する加盟団体は、開催要項を</u>主管加盟団体のホームページ等で周知する。</p>	<p>文言変更</p>
<p>2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場及び立会予定責任者並びに予定主任講師を本連盟に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場及び立会予定責任者並びに予定主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、再及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p>	<p>2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p>	<p>語句整理</p>
<p>3 主管は、一研修会場を複数の加盟団体が共同で行うことができる。</p>	<p>3 <u>加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。</u></p>	<p>文言変更</p>
<p>第4条 研修会年度は、本連盟年度とする。</p>	<p>第5条 研修会年度は、本連盟年度とする。</p>	
<p>第5条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営するものとする。</p>	<p>第6条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。</p>	
<p>(1) 研修会責任者は、本連盟理事・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、または教育本部理事会が認めた者とする。</p>	<p>(1) 研修会の責任者は、本連盟の理事・<u>教育本部部長</u>・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、<u>又は本連盟の</u>教育本部理事会が認めた者。</p>	<p>語句整理 教育本部部長を追加</p>
<p>(2) 研修会は、原則として、<u>実技2単位、理論1単位とし、1単位の研修時間は2時間以上とする。</u>ただし、都合により欠単位のある者は、別の会場において不足分を補うことができる。</p>	<p>(2) <u>研修会の主任講師は、本連盟の教育本部専門委員・スノーボード技術員とする。また、スキー指導者研修会を同時開催する場合、主任講師を兼ねることができる。なお、本連盟主催主管のスノーボード技術員研修会についても同様の取扱いとする。</u></p>	<p>文言整理 項番号入換</p>
<p>(3) 主任講師及び講師は、専門委員またはスノーボード技術員とする。ただし、加盟団体主管の研修会においては、主管加盟団体長が選任する者を活用することができる。また、主任講師は、スキー指導者研修会と同時開催される場合、スキー指導者研修会の主任講師が、これを兼ねることができる。なお、SAJ主催主管の技術員研修会についても同様の取扱いとする。</p>	<p>(3) <u>研修会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スノーボード技術員・ナショナルスノーボードデモンストレーター・SAJスノーボードデモンストレーターとする。なお、本連盟主催主管のスノーボード技術員研修会についても同様の取扱いとする。</u></p>	
<p></p>	<p>(4) 研修会は、<u>3単位とし（1単位の研修時間は2時間を原則とする）、実技での実施を原則とする。</u>ただし、<u>欠単位</u></p>	<p>「実技2単位、理論1単位」を「3単位」に変更</p>

<p>(4) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込みものとする。</p> <p>(5) 研修会を主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行わなければならない。</p> <p>第6条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加人員等によって増額し徴収することができる。</p> <p>2—第2条第2項のみなし研修修子の場合の参加料は徴収しない。</p> <p>第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成10年10月5日 制定 平成12年9月20日 改正 平成14年6月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成16年6月25日 改正 平成16年11月2日 改正 平成17年6月15日 改正 平成18年6月15日 改正 平成19年7月5日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和3年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 令和4年4月18日 改正</p>	<p>がある場合は、別の会場で不足分を補うことができる。</p> <p><u>(5) 研修会の研修内容は、研修課題、技術理論、指導理論、指導実技、地域の課題その他必要な事項をもって構成し、主管加盟団体が決定する。毎年度の研修課題は本連盟において設定し、周知する。</u></p> <p><u>(6) 会場の雪面状況等で実技での実施が困難な場合、上記の事項を組み合わせて実施することを認める。</u></p> <p><u>(7) 本連盟は、従来の理論研修に相当するeラーニング、書籍等を補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、研修課題の解説やその他必要な情報発信を行う。研修会参加者は、参加前にeラーニング、書籍等を視聴する。</u></p> <p>(8) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込み。</p> <p>(9) 研修会を主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。</p> <p>第7条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加人員等によって増額し徴収することができる。</p> <p>第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成10年10月5日 制定 平成12年9月20日 改正 平成14年6月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成16年6月25日 改正 平成16年11月2日 改正 平成17年6月15日 改正 平成18年6月15日 改正 平成19年7月5日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和3年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 令和4年4月18日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>スキーに合わせる</p> <p>スキーに合わせる</p> <p>スキーに合わせる</p> <p>文言削除</p>
--	---	---

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">534 公認スノーボード指導者検定規程</p> <p>(公認スノーボード指導者検定の種類)</p> <p>第1条 公認スノーボード指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。</p> <p>(1) スノーボード指導員検定 (2) スノーボード準指導員検定</p> <p>I スノーボード指導員検定</p> <p>(スノーボード指導員検定)</p> <p>第2条 スノーボード指導員検定について、次のとおり定める。</p> <p>(実 施)</p> <p>第3条 スノーボード指導員検定会(以下「検定会」という。)は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周 知)</p> <p>第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(検 定 員)</p> <p>第5条 検定員は、本連盟教育本部長から委嘱されたスノーボードA級検定員3名以上で構成する。</p> <p>2 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める。</p> <p>(会 期)</p> <p>第6条 会期は原則として3日間とし、同期日に行う。受検者数、天候の状況等の特別な事情がある場合は、会期を変更することができる。</p> <p>(会 場)</p> <p>第7条 受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第8条 スノーボード指導員検定は、スノーボードの実技、理論、指導法について実施し、検定基準及び実施要領は別</p>	<p style="text-align: center;">534 公認スノーボード指導者検定規程</p> <p>(公認スノーボード指導者検定の種類)</p> <p>第1条 公認スノーボード指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。</p> <p>(1) スノーボード指導員検定 (2) スノーボード準指導員検定</p> <p><u>(年 度)</u></p> <p><u>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>I スノーボード指導員検定</p> <p>(スノーボード指導員検定)</p> <p>第3条 スノーボード指導員検定 <u>(以下「指導員検定会」という。)</u> について、次のとおり定める。</p> <p>(実 施)</p> <p>第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周 知)</p> <p>第5条 <u>指導員検定会</u>の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p><u>(責任者・検定員)</u></p> <p>第6条 <u>指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u></p> <p><u>(2) 主任検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本連盟のスノーボード専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</u></p> <p><u>(3) 検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本連盟のスノーボード専門委員・スノーボード技術員・ナショナルスノーボードデモンストレーター及びSAJスノーボードデモンストレーターの中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</u></p> <p><u>(4) 検定員は、スノーボードA級検定員3名以上で構成する</u></p> <p><u>(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める</u></p> <p>(会 期)</p> <p>第7条 <u>指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日に行う。諸事情により、会期を変更することができる。</u></p> <p>(会場・回数)</p> <p>第8条 <u>指導員検定会の会場は、3会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</u></p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第9条 <u>指導員検定会</u>は、スノーボードの実技<u>テスト</u>及び理論</p>	<p>文言追加</p> <p>責任者、主任検定員、検定員について定める。</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>

<p>に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第9条 スノーボード指導員受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日現在、21歳以上の者。</p> <p>この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(2) 公認スノーボード準指導員の資格を有し、合格年度を含めず2年以上を経過している者。ただし、資格停止者を除く。</p> <p>(3) 加盟団体が主催するスノーボード指導者養成講習カリキュラム（以下「養成講習」という。）をスノーボード指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は翌年度までとする。養成講習の内容は別に定める。</p> <p>(特別推薦による受検)</p> <p>第10条 技術選手権を除く全日本選手権、F I S公認大会等の競技会において、3回以上入賞した者は、スノーボード準指導員資格を有していなくても、加盟団体の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のスノーボード指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、入賞大会名、種目、順位を付記し、その証明書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して提出する。</p> <p>2 オリンピック出場者は、スノーボード準指導員資格を有していなくても、加盟団体の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のスノーボード指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、出場大会名、種目を付記し、その証明書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して提出する。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第11条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第12条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告することとし、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第13条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が、本連盟のスノーボード指導員資格を希望する場合は、本連盟会員登録後、加盟団体の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボード指導員の資格を取得することができる。日本スノーボード協会（J S B A）の公認資格についてはA級インストラクターとする。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証（写）を当該年度の会員登録</p>	<p>テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第10条 指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上</p> <p>(2) <u>受検する年度の3年度前までに、スノーボード準指導員を取得し、資格が有効な者</u></p> <p>(3) 加盟団体が主催するスノーボード指導者養成講習カリキュラム（以下「養成講習」という。）を指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は翌年度までとする。養成講習の内容は別に定める</p> <p>(特別推薦による受検)</p> <p>第11条 <u>オリンピック出場者、又は3回以上全日本選手権（技術選手権を除く）</u>、F I S公認大会等の競技会において入賞した者は、スノーボード準指導員資格を有していなくても、加盟団体の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度の指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、<u>本連盟の会員登録完了後、出場</u>大会名、種目、順位を付記し、その証明書類を添付して提出する。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第14条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が、本連盟のスノーボード指導員資格を希望する場合は、本連盟の会員登録完了後、加盟団体の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボード指導員の資格を取得することができる。日本スノーボード協会（J S B A）の公認資格についてはA級インストラクターとする。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証（写）を添付し提出する。</p>	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>会員登録を完了していることが前提となるため文言追加</p> <p>オリンピック出場者を第1項に入れ第2項を削る</p> <p>「当該年度の会員登録証明書類」を削る</p>
--	--	--

<p>録証明書類を添付し提出する。</p> <p>II スノーボード準指導員検定</p> <p>(スノーボード準指導員検定)</p> <p>第14条 スノーボード準指導員検定について必要な事項を定める。</p> <p>(実 施)</p> <p>第15条 スノーボード準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と共同主管で開催することができる。</p> <p>(申 請)</p> <p>第16条 スノーボード準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場及び立会予定責任者並びに予定主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場及び立会予定責任者並びに予定主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>(公 示)</p> <p>第17条 スノーボード準指導員検定会の開催要項は、主管加盟団体が公示する。</p> <p>(検 定 員)</p> <p>第18条 検定員は、主管加盟団体長から委嘱されたスノーボードA級検定員を含むB級検定員以上の検定員資格を有する者3名以上で構成し、その中に本連盟教育本部専門委員またはスノーボード技術員1名以上を含まなければならない。</p> <p>(実施回数、会期)</p> <p>第19条 スノーボード準指導員検定会は、同一年度内において、実技と理論試験を1回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増やすことができる。</p> <p>2 同一年度内の受検は、共同主管または他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1回に限るものとする。</p> <p>3 会期は原則として3日間とし、受検者数の多少、天候の状況、その他特別の事情があるときは変更することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第20条 スノーボード準指導員検定は、スノーボードの実技、理論、指導法について実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第21条 スノーボード準指導員受検者は、受検年度の本連盟登録会員で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日現在、18歳以上の者。</p> <p>この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(2) 前年度までにスノーボード級別テスト1級を取得した者。</p>	<p>II スノーボード準指導員検定</p> <p>(スノーボード準指導員検定)</p> <p>第15条 スノーボード準指導員検定(以下「<u>準指導員検定会</u>という。)</p> <p>について、次のとおり定める。</p> <p>(実 施)</p> <p>第16条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と共同で開催することができる。</p> <p>(申 請)</p> <p>第17条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>(周 知)</p> <p>第18条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第19条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本連盟教育本部専門委員・スノーボード技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、次の要件を満たす3名以上で構成し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>①スノーボードA級検定員又はスノーボードB級検定員資格が有効な者</p> <p>②スノーボードA級検定員1名以上、本連盟教育本部専門委員・スノーボード技術員1名以上を含める</p> <p>(実施回数、会期)</p> <p>第20条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技テストと理論テストを1回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増やすことができる。</p> <p>2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1回限りとする。</p> <p>3 会期は、2日間を原則とし、諸事情により変更することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第21条 準指導員検定会は、スノーボードの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第22条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟登録会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日時点で18歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の前年度までに、スノーボード級別テスト1級(スノーボードプライズテストを含む。)に合格した者</p> <p>(3) 加盟団体が主催する養成講習を、準指導員検定会までに</p>	<p>文言追加</p> <p>文言整理</p> <p>「共同主管」→「合同」</p> <p>語句整理</p> <p>文言整理</p> <p>責任者、主任検定員、検定員について定める</p> <p>語句整理</p> <p>会期を3日間→2日間に変更</p> <p>語句整理</p> <p>語句整理</p> <p>スノーボードプライズテストを追加</p>
---	--	---

<p>(3) 加盟団体が主催する養成講習をスノーボード準指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者。</p> <p>2 前項第3号の養成講習については、基礎理論4時間、指導実習2時間、実技実習12時間とし、修了した養成講習の有効期間は翌年度までとする。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第22条 スノーボード準指導員検定を他の主管加盟団体に委託したときは、委託した加盟団体は、委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、あらかじめ承諾を得ておくものとする。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第23条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第24条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団团长へ報告することとする。</p> <p>2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第25条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が本連盟のスノーボード準指導員資格を希望する場合は、本連盟会員登録後、加盟団团长の推薦により特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボード準指導員の資格を取得することができる。日本スノーボード協会(J S B A)の公認資格についてはB級インストラクター、日本プロスキー教師協会(S I A)の公認資格についてはスノーボード・ステージIIとして活動中の者とする。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第26条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成10年10月5日 制定 平成12年 9月20日 改正 平成13年 9月28日 改正 平成14年 6月28日 改正 平成14年11月 5日 改正 平成15年 6月27日 改正 平成16年 6月25日 改正 平成17年 6月15日 改正 平成18年11月 1日 改正 平成19年 7月 5日 改正 平成23年 9月20日 改正 平成25年 8月 9日 改正 平成26年 4月15日 改正 平成26年 7月15日 改正 平成29年 7月15日 改正 令和 2年11月 6日 改正 令和 3年 9月27日 改正</p>	<p>修了し、養成講習修了報告書によって証明された者</p> <p>2 前項第3号の養成講習については、基礎理論4時間、指導実習2時間、実技実習12時間とし、修了した養成講習の有効期間は翌年度までとする。</p> <p><u>3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。</u></p> <p>(受検手続)</p> <p>第23条 準指導員検定会を他の主管加盟団体に委託する加盟団体は、<u>事前に</u>委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第25条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団团长へ報告する。</p> <p>2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第26条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が本連盟のスノーボード準指導員資格を希望する場合は、本連盟の会員登録完了後、加盟団团长の推薦により特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボード準指導員の資格を取得することができる。日本スノーボード協会(J S B A)の公認資格についてはB級インストラクター、日本プロスキー教師協会(S I A)の公認資格についてはスノーボード・ステージIIとして活動中の者とする。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成10年10月5日 制定 平成12年 9月20日 改正 平成13年 9月28日 改正 平成14年 6月28日 改正 平成14年11月 5日 改正 平成15年 6月27日 改正 平成16年 6月25日 改正 平成17年 6月15日 改正 平成18年11月 1日 改正 平成19年 7月 5日 改正 平成23年 9月20日 改正 平成25年 8月 9日 改正 平成26年 4月15日 改正 平成26年 7月15日 改正 平成29年 7月15日 改正 令和 2年11月 6日 改正 令和 3年 9月27日 改正 <u>令和 5年 7月5日 改正</u></p>	<p>スキーに合わせる</p> <p>語句整理</p> <p>語句整理</p> <p>語句整理</p> <p>「当該年度の会員登録証明書類」を削る</p>
---	---	---

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">535</p> <p>公認スノーボード指導者検定基準及び実施要領</p> <p>I 公認スノーボード指導員検定基準</p> <p>1. 公認スノーボード指導者検定規程第8条に基づき、公認スノーボード指導員検定基準及び実施要領を次のとおり定める。</p> <p>—(1) 検定内容</p> <p style="padding-left: 20px;">検定内容は、実技種目と理論とする。</p> <p>①実技種目は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(実践種目)</p> <p style="padding-left: 40px;">○フリーラン(急斜面)</p> <p style="padding-left: 40px;">○フリーラン(中急斜面)</p> <p style="padding-left: 40px;">○フリーラン(緩斜面)</p> <p style="padding-left: 20px;">(指導種目)</p> <p style="padding-left: 40px;">○ミドルターン(中斜面)</p> <p style="padding-left: 40px;">○ショートターン(中斜面)</p> <p style="padding-left: 40px;">○トラバース～スピンの緩斜面)</p> <p>②理論</p> <p style="padding-left: 20px;">理論の出題範囲は、<u>日本スノーボード教程、日本スキー教程安全編、教育本部研修課題ハンドブック、資格検定受検者のために、規約・規程とする。</u></p> <p>(2) 養成講習</p> <p>①養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間、加盟団体が実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">○基礎理論4時間(集合講習3時間、自主学習1時間)</p> <p style="padding-left: 20px;">○指導実習2時間(集合講習1時間、自主学習1時間)</p> <p style="padding-left: 20px;">○実技実習12時間(集合講習8時間、自主学習4時間)</p> <p>②講師は、教育本部専門委員、<u>スキー技術員、スノーボード技術員、スキーパトロール技術員、主管加盟団体の長が特に認めた者とする。</u></p> <p>③養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p>(3) 採点基準</p> <p>①実技種目は、検定員3名の評価の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、少数点第1位を四捨五入とする。</p> <p>②実技種目は、1種目当たり、100ポイントとし、6種目の評価の合計が480ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が480ポイント以上であっても、6種目中5種目が80ポイント以上でなければならない。</p> <p>③理論は、100点満点とし、60点以上をもって合格とす</p>	<p style="text-align: center;">535</p> <p>公認スノーボード指導者検定基準及び実施要領</p> <p>1. 公認スノーボード指導者検定規程第9条に基づき、公認スノーボード指導員検定 <u>及び公認スノーボード準指導員検定</u>の検定基準及び実施要領に<u>関し、必要な事項を定める。</u></p> <p><u>2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>I スノーボード指導員検定</p> <p><u>3. スノーボード指導員検定の検定基準及び実施方法</u></p> <p><u>スノーボード指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</u></p> <p><u>(1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(実践種目)</p> <p style="padding-left: 40px;">○フリーラン(急斜面)</p> <p style="padding-left: 40px;">○フリーラン(中急斜面)</p> <p style="padding-left: 40px;">○フリーラン(緩斜面)</p> <p style="padding-left: 20px;">(指導種目)</p> <p style="padding-left: 40px;">○ミドルターン(中斜面)</p> <p style="padding-left: 40px;">○ショートターン(中斜面)</p> <p style="padding-left: 40px;">○トラバース～スピンの緩斜面)</p> <p><u>(2) 理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。</u></p> <p>(3) 採点基準・合否判定方法</p> <p>① 実技テストは、<u>検定員3名の評価とし、3名の評価の平均値(小数一位を四捨五入)</u>を当該種目の取得ポイントとする。</p> <p>② 実技テストは、1種目当たり100ポイントとし、6種目の評価の合計が480ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が480ポイント以上であっても、6種目中5種目が80ポイント以上でなければならない。</p> <p>③ 理論テストは、100点満点とし、<u>60%以上を合格とする。</u></p> <p><u>④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。</u></p> <p>(4) 養成講習</p> <p>① 養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間 <u>とし</u>、加盟団体が実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">○基礎理論4時間(集合講習3時間、自主学習1時間)</p> <p style="padding-left: 20px;">○指導実習2時間(集合講習1時間、自主学習1時間)</p> <p style="padding-left: 20px;">○実技実習12時間(集合講習8時間、自主学習4時間)</p> <p>② <u>養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スノーボード技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体の長が特に認めた者とする。</u></p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍し</p>	<p>養成講習と採点基準の項番号入換</p> <p>60点→60% (パトロールに合わせる)</p>

<p>る。</p> <p>④養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。</p> <p>⑤総合判定は、<u>実技・理論の合格をもって合格とする。</u></p> <p>II 公認スノーボード準指導員検定基準</p> <p>2. 公認スノーボード指導者検定規程第20条に基づき、スノーボード準指導員検定基準及び実施要領を次のとおり定める。</p> <p>(1) 検定内容</p> <p>検定内容は、<u>実技種目と理論とする。</u></p> <p>① 実技種目は、次のとおりとする。</p> <p>(実践種目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ミドルターン（中急斜面） ○ショートターン（中急斜面） ○フリーラン（中急斜面） <p>(指導種目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ミドルターン（緩中斜面） ○スイング to スイング（緩中斜面） ○トラバース〜ジャンプ（緩斜面） <p>② 理論</p> <p>理論の出題範囲は、<u>日本スノーボード教程、日本スキー教程安全編、教育本部研修課題ハンドブック、資格検定受検者のために、規約・規程とする。</u></p> <p>(2) 養成講習</p> <p>① 養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間、加盟団体が実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎理論4時間（集合講習3時間、自主学習1時間） ○指導実習2時間（集合講習1時間、自主学習1時間） ○実技実習12時間（集合講習8時間、自主学習4時間） <p>② 講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スノーボード技術員、スキーパトロール技術員、主管加盟団团长が特に認めた者とする。</p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p>(3) 採点基準</p> <p>① 実技種目は、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、少数点第1位を四捨五入とする。</p> <p>② 実技種目は、1種目当たり100ポイントとし、6種目の評価の合計が450ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が450ポイント以上であっても、6種目中5種目が75ポイント以上でなければならない。</p> <p>③ 理論は、100点満点とし、<u>60点以上をもって合格とする。</u></p> <p>④ 養成講習の修了は、<u>実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。</u></p> <p>⑤ 総合判定は、同一年度内において、<u>実技・理論の合格をもって合格とする。</u></p> <p>3. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>	<p>た場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p><u>④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。</u></p> <p>II スノーボード準指導員検定</p> <p><u>4. スノーボード準指導員検定の検定基準及び実施方法</u></p> <p><u>スノーボード準指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</u></p> <p>(1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。</p> <p>(実践種目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ミドルターン（中急斜面） ○ショートターン（中急斜面） ○フリーラン（中急斜面） <p>(指導種目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ミドルターン（緩中斜面） ○スイング to スイング（緩中斜面） ○トラバース〜ジャンプ（緩斜面） <p>(2) 理論テストの出題範囲は、<u>本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。</u></p> <p><u>(3) 採点基準・合否判定方法</u></p> <p>① 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の<u>評価の</u>平均値を当該種目の取得ポイントとする。ポイントは、少数点第1位を四捨五入する。</p> <p>② 実技テストは、1種目当たり100ポイントとし、6種目の評価の合計が450ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が450ポイント以上であっても、6種目中5種目が75ポイント以上でなければならない。</p> <p>③ 理論テストは、100点満点とし、<u>60%以上を合格とする。</u></p> <p>④ 総合判定は、同一年度内における<u>実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。</u></p> <p><u>(4) 養成講習</u></p> <p>① 養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間<u>とし</u>、加盟団体が実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎理論4時間（集合講習3時間、自主学習1時間） ○指導実習2時間（集合講習1時間、自主学習1時間） ○実技実習12時間（集合講習8時間、自主学習4時間） <p>② <u>養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スノーボード技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団团长が特に認めた者とする。</u></p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p><u>④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。</u></p> <p>5. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成10年10月5日 制定 平成12年9月20日 改正 平成14年6月28日 改正 平成15年6月27日 改正 平成21年9月18日 改正</p>	<p>養成講習の修了について (3) ④から移動</p> <p>養成講習と採点基準の項番号入換</p> <p>60点→60% (パトロールに合わせる)</p> <p>養成講習の修了について (3) ④から移動</p>
---	---	--

<p>平成10年10月5日 制定 平成12年9月20日 改正 平成14年6月28日 改正 平成15年6月27日 改正 平成21年9月18日 改正 平成23年9月20日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和2年11月6日 改正 令和4年7月5日 改正</p>	<p>平成23年9月20日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和2年11月6日 改正 令和4年7月5日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	
---	--	--

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">542 公認クロスカントリースキー指導者規程</p> <p>(目 的) 第1条 この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導者(以下「指導者」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定 義) 第2条 指導者とは、本連盟公認クロスカントリースキー指導員をいう。</p> <p>(任 務) 第3条 指導者は、クロスカントリースキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。</p> <p>(資 格) 第4条 指導者は、全国共通の資格を有する。</p> <p>(活動の範囲) 第5条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。</p> <p>(有効期間) 第6条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 ② この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(義 務) 第7条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。 (1) 指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。 ① 中央研修会、技術員研修会、公認スキー学校主任教師研修会は、特定行事として前項に定める研修会と同等の取扱いとし、これに参加した役員及び参加者は、研修を修了したものとみなす。ただし、みなし研修修子の場合の参加料は徴収しない。 ② 公認クロスカントリースキー指導員検定会の役員は、前項に準じて研修を修了したものとみなす。ただし、みなし研修修子の場合の参加料は徴収しない。</p> <p>(資格の停止) 第8条 指導者で、2年続けて研修会に参加しなかったときは、指導員の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第9条 指導者の資格の停止解除は、公認クロスカントリー</p>	<p style="text-align: center;">542 公認クロスカントリースキー指導員規程</p> <p>(目 的) 第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導員(以下「指導員」という。)に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(年 度)</u> 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(任 務) 第3条 指導員は、クロスカントリースキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。</p> <p>(資 格) 第4条 指導員は、公認クロスカントリースキー指導員検定会に定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>(活動の範囲) 第5条 指導員は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。</p> <p>(有効期間) 第6条 指導員の資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義 務) 第7条 指導員は、次の各号に掲げる義務を負う。 (1) 指導員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー指導員研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。 (3) 指導員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止) 第8条 指導員が、クロスカントリースキー指導員研修を2年続けて未修了の場合は、指導員の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第9条 指導員の資格の停止解除は、公認クロスカントリー</p>	<p>規程名変更</p> <p>「指導者」→「指導員」</p> <p>定義を削る 年度について追加</p> <p>「指導者」→「指導員」</p> <p>文言追加</p> <p>「指導者」→「指導員」</p> <p>教育本部資格更新認定事業一覧表制定に伴う文言変更</p> <p>文言整理</p>

<p>スキー指導者研修修了をもって資格の停止を解除できる。 (資格の喪失) 第10条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により、指導員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (登録料の納期) 第11条 第1条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納めるものとする。 (規程の改廃) 第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>	<p>スキー指導員研修修了により資格の停止を解除できる。 (資格の喪失) 第10条 指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、指導員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、指導員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき <u>2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。</u> (登録料の納期) 第11条 第1条に定める指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。 (規程の改廃) 第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>	<p>「理事会の決定により」を第1項から削り、第2項に入れる</p>
<p>平成11年10月18日 制定 平成13年9月28日 改正 平成14年6月28日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正</p>	<p>平成11年10月18日 制定 平成13年9月28日 改正 平成14年6月28日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">543 公認クロスカントリースキー検定員規程</p> <p>(目 的) 第1条 本連盟公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー検定員（以下「検定員」という。）に必要な事項を定める。</p> <p>(任 務) 第2条 検定員は、クロスカントリースキーの普及発展の推進者となる人材であることを認識し、公平な判定により、検定会及びバッジテストを円滑に運営し、その普及発展に務めなければならない。</p> <p>(資格及び検定範囲) 第3条 検定員は、全国共通の資格を有する。 2 検定員が、検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 公認クロスカントリースキー検定員検定 (2) 公認クロスカントリースキー指導員検定 (3) 公認クロスカントリースキーバッジテスト 3 検定員の資格検定については、別に定める。</p> <p>(有効期間) 第4条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 2—この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(義 務) 第5条 検定員は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。 2—検定員の資格有効期間は、公認された年を除き2年とする。ただし、認定された年度の資格は保有する。 3 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー検定員クリニックを最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 4 検定員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止) 第6条 検定員で、2年続けてクリニックに参加しなかったときは、検定員の資格を停止する。資格停止中の者は、検定員として活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第7条 検定員の資格の停止解除は、公認クロスカントリー</p>	<p style="text-align: center;">543 公認クロスカントリースキー検定員規程</p> <p>(目 的) 第1条 <u>本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー検定員（以下「検定員」という。）に<u>関し</u>、必要な事項を定める。</u> <u>(年 度)</u> 第2条 <u>本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>(任 務) 第3条 検定員は、クロスカントリースキーの普及発展の推進者となる人材であることを認識し、検定会及びバッジテストを<u>公正公平に実施</u>し、その普及発展に務めなければならない。 <u>(資 格)</u> 第4条 <u>検定員は、公認クロスカントリースキー検定員検定規程で定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</u> <u>(検定の範囲)</u> 第5条 検定員が、<u>各々</u>検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 公認クロスカントリースキー検定員検定 (2) 公認クロスカントリースキー指導員検定 (3) 公認クロスカントリースキーバッジテスト 2 検定員の資格検定については、別に定める。</p> <p>(有効期間) 第6条 <u>検定員の</u>資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義 務) 第7条 検定員は、次の各号に掲げる義務を負う。 <u>(1) 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー検定員クリニックを最低2年に1回受講し、修了しなければならない。</u> <u>(2) 検定員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</u></p> <p>(資格の停止) 第8条 検定員が、2年続けてクリニックに参加しなかったときは、検定員の資格を停止する。資格停止中の者は、検定員として活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第9条 検定員の資格の停止解除は、公認クロスカントリー</p>	<p>文言整理</p> <p>文言追加</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言削除</p> <p>資格の有効期間は上記に規定されているため削る</p>

<p>スキー検定員クリニック修了をもって資格の停止を解除できる。 (資格の喪失) 第8条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により、検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規程に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (登録料の納期) 第9条 第1条に定める検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納めるものとする。 (規程の改廃) 第10条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成14年6月28日 改正 平成15年6月27日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成21年9月18日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正</p>	<p>スキー検定員クリニック修了により資格の停止を解除できる。 (資格の喪失) 第10条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規程に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき <u>2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。</u> (登録料の納期) 第11条 第1条に定める検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。 (規程の改廃) 第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成14年6月28日 改正 平成15年6月27日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成21年9月18日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>「理事会の決定により」を第1項から削り、第2項に入れる</p>
--	---	------------------------------------

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">544</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキー指導者検定規程</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、本連盟公認規程及び公認クロスカントリースキー指導者規程第1条に基づき、公認クロスカントリースキー指導員検定に関し、必要な事項を定める。</p> <p>-(公認クロスカントリースキー指導者検定の種類)-</p> <p>第2条 公認クロスカントリースキー指導者検定は、以下の通りとする。</p> <p>-(1) クロスカントリースキー指導員検定</p> <p>(実 施)</p> <p>第3条 クロスカントリースキー指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周 知)</p> <p>第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(検 定 員)</p> <p>第5条 検定員は、本連盟教育本部長から委嘱されたクロスカントリースキー検定員資格を有する検定員3名以上で構成する。</p> <p>2 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める。</p> <p>(会 期)</p> <p>第6条 会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会 場)</p> <p>第7条 会場は、2会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。</p> <p>-2 受検者は1会場に限り受検することができる。</p> <p>(検定基準)</p> <p>第8条 検定は講習検定会とし、実技と理論講習を行う。</p> <p>2 検定基準は、別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第9条 受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、前年度までにクロスカントリーバジジテスト1級に合格していなければならない。</p> <p>(1) 受検年度の4月1日現在21歳以上の者は、クロスカント</p>	<p style="text-align: center;">544</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキー指導員検定規程</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 本規程は、本連盟公認規程及び公認クロスカントリースキー指導員規程第1条に基づき、公認クロスカントリースキー指導員検定に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(年 度)</u></p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(実 施)</p> <p>第3条 クロスカントリースキー指導員検定(以下「検定会」という。)は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周 知)</p> <p>第4条 検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第5条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、クロスカントリースキー検定員資格が有効な本連盟の教育本部クロスカントリー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、クロスカントリースキー検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員、技術員、又は本連盟加盟団体のクロスカントリー普及活動に携わる者の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>(4) 検定員は、クロスカントリースキー検定員3名以上で構成する</p> <p>(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める</p> <p>(会 期)</p> <p>第6条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会場・回数)</p> <p>第7条 検定会の会場は、公認クロスカントリースキー検定員検定会と同じ会場で実施することを原則とし、同一年度内の受検は、1回限りとする。</p> <p>(検定基準)</p> <p>第8条 検定会の検定方法は講習検定会とし、実技講習と理論講習、実技テストと理論テストを行う。</p> <p>2 検定会の検定基準は、別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第9条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上</p>	<p>規程名変更</p> <p>文言追加</p> <p>責任者、主任検定員、検定員について定める</p> <p>文言整理</p> <p>文言追加, 整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>

<p>リースキー指導員検定を受検できる。この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(特別推薦による受検)</p> <p>第10条 世界選手権・ワールドカップ・アジア大会・ユニバーシアード出場又は全日本選手権及び国体において3回以上入賞した者は、前年度までに、クロスカントリーパジテスト1級に合格していなくても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のクロスカントリースキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。ただし、リレー競技の入賞は除く。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、本連盟会員登録後、入賞大会名、種目、順位を付記し、その証明書類を添付して提出する。</p> <p>2 オリンピック出場者は、前年度までに、クロスカントリースキーパジテスト1級に合格していなくても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のクロスカントリースキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、本連盟会員登録後、推薦書に出席大会名、種目を付記し、その証明書類を添付して提出する。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第11条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びパッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第12条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・可否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成12年9月20日 改正 平成13年9月28日 改正 平成15年6月27日 改正 平成19年7月5日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正</p>	<p>(2) 受検する年度の前年度までに、クロスカントリースキー級別テスト1級に合格した者 (特別推薦による受検)</p> <p>第10条 <u>オリンピック</u>・世界選手権・ワールドカップ・アジア大会・ユニバーシアード出場者、又は<u>3回以上</u>全日本選手権 (<u>リレー競技は除く</u>) 及び国体 (<u>リレー競技は除く</u>) において入賞した者は、前年度までに、クロスカントリースキーパジテスト1級に合格していなくても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のクロスカントリースキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、本連盟の会員登録完了後、入賞大会名、種目、順位を付記し、その証明書類を添付して提出する。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第11条 <u>検定会</u>の合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びパッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第12条 <u>検定会</u>の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・可否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成12年9月20日 改正 平成13年9月28日 改正 平成15年6月27日 改正 平成19年7月5日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>文言整理</p> <p>オリンピックを第1項に入れる、文言整理</p>
---	--	--

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">545</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキー検定員検定規程</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、本連盟公認規程及び公認クロスカントリースキー検定員規程第3条第3項に基づき、公認クロスカントリースキー検定員検定(以下、「検定員検定」という。)に必要な事項を定める。</p> <p>(実 施)</p> <p>第2条 検定員検定会(以下、「検定会」という。)は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周 知)</p> <p>第3条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する</p> <p>—(検定の範囲)—</p> <p>第4条 検定員が、検定できる範囲は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>—(1) 公認クロスカントリースキー検定員検定会</p> <p>—(2) 公認クロスカントリースキー指導員検定会</p> <p>—(3) 公認クロスカントリースキーパッジテスト</p> <p>(会 場)</p> <p>第5条 検定は、公認クロスカントリースキー指導員検定会及びクロスカントリースキーパッジテスト(以下「パッジテスト」という。)において実施することを原則とし、受検回数は年1回限りとする。</p> <p>(検 定 員)</p> <p>第6条 検定は、本連盟会長から委嘱された検定員資格を有する検定員3名以上が、これにあたり、検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める。</p>	<p style="text-align: center;">545</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキー検定員検定規程</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 <u>本規程は、本連盟公認規程及び公認クロスカントリースキー検定員規程第4条第2項に基づき、公認クロスカントリースキー検定員検定に<u>関して、必要な事項を定める。</u></u></p> <p><u>(年 度)</u></p> <p><u>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>(実 施)</p> <p>第3条 <u>クロスカントリースキー検定員検定(以下、「検定会」という。)は、本連盟の主催・主管で行う。</u></p> <p>(周 知)</p> <p>第4条 <u>検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</u></p> <p><u>(責任者・検定員)</u></p> <p>第5条 <u>検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 責任者は、本連盟理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u></p> <p><u>(2) 主任検定員は、クロスカントリースキー検定員資格が有効な本連盟の教育本部クロスカントリー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</u></p> <p><u>(3) 検定員は、クロスカントリースキー検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・技術員、又は本連盟加盟団体のクロスカントリースキー普及活動に携わる者の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</u></p> <p><u>(4) 検定員は、クロスカントリースキー検定員3名以上で構成する</u></p> <p><u>(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める</u></p> <p><u>(会 期)</u></p> <p>第6条 <u>検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。</u></p> <p>(会場・回数)</p> <p>第7条 <u>検定会の会場は、公認クロスカントリースキー指導員検定会及びクロスカントリースキーパッジテストにおいて実施することを原則とし、<u>同一年度内の受検は、1回限りとする。</u></u></p>	<p></p> <p>文言追加</p> <p>語句整理</p> <p>語句整理</p> <p>第4条の検定の範囲は、543公認クロスカントリースキー検定員規程に明記されているため削る</p> <p>責任者、主任検定員、検定員について定める</p> <p>文言追加</p> <p>文言整理</p>

<p>(受検資格)</p> <p>第7条 受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、<u>公認クロスカントリースキー指導員取得年度から2年を経過した者</u>。この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(検定の内容)</p> <p>第8条 検定は、<u>実技と理論</u>を行う。</p> <p>2 実技の合格基準は、<u>標準点</u>に対して、合・否的中率が70%以上をもって合格とし、採点は、実際の検定を対象に行うことを原則とする。</p> <p>3 理論は、クロスカントリースキー検定基準及び実施要領、その他検定に必要な事項を内容として行い、合格基準は、満点に対して70%以上とする。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第9条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第10条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかにクロスカントリー委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第11条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成12月9月20日 改正 平成14年6月28日 改正 平成15年6月27日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成25年7月9日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年12月9日 改正</p>	<p>(受検資格)</p> <p>第8条 <u>検定会</u>の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、<u>受検する年度の3年度前までに、クロスカントリースキー指導員を取得し、資格が有効な者</u>。</p> <p>(検定基準)</p> <p>第9条 検定会の検定方法は<u>講習検定会とし、実技講習と理論講習及び実技テストと理論テスト</u>を行う。</p> <p>2 実技<u>テスト</u>の合格基準は、<u>第5条に示した主任検定員及び検定員の採点(基準点)</u>に対して、<u>検定会受検者の合・否的中率が70%以上</u>で合格とし、採点は、実際の検定を対象に行うことを原則とする。</p> <p>3 理論<u>テスト</u>は、クロスカントリースキー検定基準及び実施要領、その他検定に必要な事項を内容として行い、合格基準は、満点に対して70%以上とする。</p> <p><u>4 理論テストの出題範囲は、本連盟の刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。</u></p> <p><u>5 合否判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。</u></p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第10条 <u>検定会</u>の合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第11条 <u>検定会</u>の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかにクロスカントリー委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成12月9月20日 改正 平成14年6月28日 改正 平成15年6月27日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成25年7月9日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年12月9日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>スキーに合わせる</p> <p>スキーに合わせる</p>
--	--	---

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">547</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキーバッジテスト基準 及び実施要領</p> <p>1 公認クロスカントリースキーバッジテスト規程第8条第2項に基づき、公認クロスカントリースキー級別テスト(以下、「テスト」という。)の基準及び実施要領について、必要な事項を定める。</p> <p>2 2級及び3級は、講習内において検定することができる。受検種目はクラシカル又はスケーティングの一方を選択して受検できる。この場合、クラシカルの種目は、2級は2級の項符号a、b、c、e、fの種目とし、3級は3級の項符号a、b、c、dの種目とする。スケーティングの種目は、2級は2級の符号e、g、h、i、jの種目とし、3級は3級の符号d、e、f、gの種目とする。</p> <p>3 テスト種目及び判定基準は次のとおりとし、検定時のコース条件等の内容は、別表①のとおりとする。</p> <p>(1) 1級(全種目必修)</p> <p>a. ダイアゴナル</p> <p>b. ワンキックダブルボーリング</p> <p>c. ダブルボーリング</p> <p>d. ターン</p> <p>e. ダウンヒル</p> <p>f. クラシカル総合滑走</p> <p>g. ギア2(クイック)</p> <p>h. ギア3(スーパー)</p> <p>i. ギア4(ラピッド)</p> <p>j. スケーティング総合滑走</p> <p>(2) 2級(種目選択)</p> <p>a. ダイアゴナル</p> <p>b. ワンキックダブルボーリング</p> <p>c. ダブルボーリング</p> <p>d. ターン</p> <p>e. ダウンヒル</p> <p>f. クラシカル総合滑走</p> <p>g. ギア2(クイック)</p> <p>h. ギア3(スーパー)</p> <p>i. ギア4(ラピッド)</p> <p>j. スケーティング総合滑走</p> <p>(3) 3級(種目選択)</p> <p>a. ダイアゴナル(ただしウォークで)</p> <p>b. ヘリンボーン</p> <p>c. ダブルボーリング</p> <p>d. ダウンヒル</p> <p>e. ギア1(ダイアゴナル)</p> <p>f. ギア2(クイック)</p> <p>g. ギア3(スーパー)</p>	<p style="text-align: center;">547</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキーバッジテスト基準 及び実施要領</p> <p>1 公認クロスカントリースキーバッジテスト規程第8条第2項に基づき、公認クロスカントリースキー級別テスト(以下、「テスト」という。)の基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2 2級及び3級は、講習内において検定することができる。受検種目はクラシカル又はスケーティングの一方を選択して受検できる。この場合、クラシカルの種目は、2級は2級の項符号a、b、c、e、fの種目とし、3級は3級の項符号a、b、c、dの種目とする。スケーティングの種目は、2級は2級の符号e、g、h、i、jの種目とし、3級は3級の符号d、e、f、gの種目とする。</p> <p>3 テスト種目及び判定基準は次のとおりとし、検定時のコース条件等の内容は、別表①のとおりとする。</p> <p>(1) 1級(全種目必修)</p> <p>a. ダイアゴナル</p> <p>b. ワンキックダブルボーリング</p> <p>c. ダブルボーリング</p> <p>d. ターン</p> <p>e. ダウンヒル</p> <p>f. クラシカル総合滑走</p> <p>g. ギア2(クイック)</p> <p>h. ギア3(スーパー)</p> <p>i. ギア4(ラピッド)</p> <p>j. スケーティング総合滑走</p> <p>(2) 2級(種目選択)</p> <p>a. ダイアゴナル</p> <p>b. ワンキックダブルボーリング</p> <p>c. ダブルボーリング</p> <p>d. ターン</p> <p>e. ダウンヒル</p> <p>f. クラシカル総合滑走</p> <p>g. ギア2(クイック)</p> <p>h. ギア3(スーパー)</p> <p>i. ギア4(ラピッド)</p> <p>j. スケーティング総合滑走</p> <p>(3) 3級(種目選択)</p> <p>a. ダイアゴナル(ただしウォークで)</p> <p>b. ヘリンボーン</p> <p>c. ダブルボーリング</p> <p>d. ダウンヒル</p> <p>e. ギア1(ダイアゴナル)</p> <p>f. ギア2(クイック)</p> <p>g. ギア3(スーパー)</p>	

<p>4 採点は、級別に単独で行うことを原則とする。ただし、実際は必要に応じて難易度をつけ、適宜合併して行うこともできる。</p> <p>5 合格基準は1級、2級、3級とも合計で満点の70%以上とする。ただし、1級は、各種目配点の70%に満たない種目は2種目以内とし、総合滑走は、標準タイムは設けず、テスト用にセットされたコースを歩かずに滑走しきること</p> <p>6 採点基準やコース条件は、別表1、「教育本部オフィシャルブック」、「資格検定受検者のために」とおりとする。</p> <p>7 本連盟公認ポピュラークロスカントリー大会において、10 km以上完走した者は、主管団体に完走したことを証明できる資料を添付し2級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し2級合格を認めることができる。</p> <p>また、5 km以上完走した者は、完走したことを証明できる資料を提出し3級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し3級合格を認めることができる。</p> <p>8 本連盟加盟団体主催の選手権大会（県高校大会や国体予選会は含まない）において、前年までに2級を合格した者で、クラシカル、フリー兩種目において5 km以上を完走した者は、主管加盟団体に当該大会のリザルト及び検定員1名の検定証明書を添付し1級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し1級合格を認めることができる。</p> <p>また、5 km以上を完走した者は、主管団体に当該大会のリザルトを添付し2級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し2級合格を認めることができる。</p> <p>9 この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成15年6月27日 改正 移行平成20年9月16日 改正 平成21年9月18日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和元年12月11日 改正 令和3年9月27日 改正</p>	<p>4 採点は、級別に単独で行うことを原則とする。ただし、実際は必要に応じて難易度をつけ、適宜合併して行うこともできる。</p> <p>5 合格基準は1級、2級、3級とも合計で満点の70%以上とする。ただし、1級は、各種目配点の70%に満たない種目は2種目以内とし、総合滑走は、標準タイムは設けず、テスト用にセットされたコースを歩かずに滑走しきること</p> <p>6 検定内容は、別表1のとおりとする。</p> <p>7 本連盟公認ポピュラークロスカントリー大会において、10 km以上完走した者は、主管団体に完走したことを証明できる資料を添付し2級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し2級合格を認めることができる。</p> <p>また、5 km以上完走した者は、完走したことを証明できる資料を提出し3級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し3級合格を認めることができる。</p> <p>8 本連盟加盟団体主催の選手権大会（県高校大会や国体予選会は含まない）において、前年までに2級を合格した者で、クラシカル、フリー兩種目において5 km以上を完走した者は、主管加盟団体に当該大会のリザルト及び検定員1名の検定証明書を添付し1級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し1級合格を認めることができる。</p> <p>また、5 km以上を完走した者は、主管団体に当該大会のリザルトを添付し2級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し2級合格を認めることができる。</p> <p>9 この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成15年6月27日 改正 移行平成20年9月16日 改正 平成21年9月18日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和元年12月11日 改正 令和3年9月27日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>刊行物変更に伴う文言変更</p>
--	--	---------------------

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">548</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキー指導者検定基準</p> <p>1. この基準は、本連盟公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導者検定規程第8条第2項に基づき、指導員検定基準を定める。</p> <p>(1) 講習内容</p> <p>① 実技講習は、1単位を90分とし、3単位とする。</p> <p>内容 a ダイアゴナル b ワンキックダブルポーリング c ダブルポーリング d ダウンヒル e ターン f クラシカル総合滑走 g ギア2 (クイック) h ギア3 (スーパード) i ギア4 (ラビッド) j スケーティング総合滑走</p> <p>② 理論講習は1単位を90分とし、2単位の講義とする。</p> <p>内容 a クロスカントリースキー概論 b 技術論 c トレーニング・栄養・休養 d 用具の選定 e スキーのチューンナップとワックシング f スキーと安全 g 指導計画 h 競技規則 (特に PCC 関連条項) i 競技会の運営と参加 j ツーリングスキー</p> <p>(2) 採点基準</p> <p>① 実技の各種目は、要求水準に対して70%以上の達成率をもって合格とする。要求水準は、1級より高く設定されるが、判定のポイントは1級と同じとし、総合滑走のタイムは合否要件とせず、地形に適した技術を使い分けられているか否かを観察し滑走し切れれば合格とする。</p> <p>② 理論は、満点に対して70%以上の得点率をもって合格とする。</p>	<p style="text-align: center;">548</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキー指導員検定基準</p> <p>1. この基準は、本連盟公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導員検定規程第8条第2項に基づき、指導員検定基準を定める。</p> <p>(1) 講習内容</p> <p>① 実技講習の必修単位は3単位とし、1単位は90分とする。</p> <p><u>(内容)</u></p> <p>a ダイアゴナル b ワンキックダブルポーリング c ダブルポーリング d ダウンヒル e ターン f クラシカル総合滑走 g ギア2 (クイック) h ギア3 (スーパード) i ギア4 (ラビッド) j スケーティング総合滑走</p> <p>② 理論講習の必修単位は2単位とし、1単位は90分とする。</p> <p><u>(内容)</u></p> <p>a クロスカントリースキー概論 b 技術論 c トレーニング・栄養・休養 d 用具の選定 e スキーのチューンナップとワックシング f スキーと安全 g 指導計画 h 競技規則 (特に PCC 関連条項) i 競技会の運営と参加 j ツーリングスキー</p> <p>(2) 実技テスト及び理論テストの採点基準</p> <p>① 実技テストの採点基準は、要求水準に対して70%以上の達成率で合格とする。要求水準は、1級より高く設定するが、合否判定のポイントは1級と同じとする。総合滑走のタイムは合否判定要件とせず、地形に適した技術を使い分けられているか否かを観察し滑走し切れれば合格とする。</p> <p>② 理論テストは、満点に対して70%以上の得点で合格とする。</p>	<p>規程名変更</p> <p>文言整理</p> <p>① にそえる</p> <p>文言整理</p>

(3) 実技検定内容					(3) 実技検定内容									
クラシカル走法	ダイアゴナル	ワンキック ダブル ポーリング	ダブル ポーリング	クラシカル 総合滑走	クラシカル走法	ダイアゴナル	ワンキック ダブル ポーリング	ダブル ポーリング	クラシカル 総合滑走					
	・上り斜度 9～15% ・距離は500 m	・アンジュレ ーション部 分 ・距離は500 m	・アンジュレ ーション部 分 ・距離は500 m	・標高差10 ～20m程度 の登りを1か 所、標高差2 0～25m程 度の登りを1 ヵ所、計2か 所を含む合計 登高60～9 0m程度のコ ース・距離は 5,000m		・上り斜度 9～15% ・距離は500 m	・アンジュレ ーション部 分 ・距離は500 m	・アンジュレ ーション部 分 ・距離は500 m	・標高差10 ～20m程度 の登りを1か 所、標高差2 0～25m程 度の登りを1 ヵ所、計2か 所を含む合計 登高60～9 0m程度のコ ース・距離は 5,000m					
ダウンヒル	ダウンヒル (左右カーブ含む)				ダウンヒル	ダウンヒル (左右カーブ含む)								
	・下り斜度は-15～-25% ・距離は1000m					・下り斜度は-15～-25% ・距離は1000m								
種目	ギア2 (クイック)	ギア3 (スーパー)	ギア4 (ラピッド)	スケーティン グ総合滑走	種目	ギア2 (クイック)	ギア3 (スーパー)	ギア4 (ラピッド)	スケーティン グ総合滑走					
スケーティン グ走法	・上り斜度 9～15% ・距離は500 m	・アンジュレ ーション部 分 ・距離は500 m	・アンジュレ ーション部 分 ・距離は500 m	・標高差10 ～20m程度 の登りを1か 所、標高差2 0～25m程 度の登りを1 ヵ所、計2か 所を含む合計 登高60～9 0m程度のコ ース ・距離は5,000 m	スケーティン グ走法	・上り斜度 9～15% ・距離は500 m	・アンジュレ ーション部 分 ・距離は500 m	・アンジュレ ーション部 分 ・距離は500 m	・標高差10 ～20m程度 の登りを1か 所、標高差2 0～25m程 度の登りを1 ヵ所、計2か 所を含む合計 登高60～9 0m程度のコ ース ・距離は5,000 m					
<p>(4) 公認クロスカントリースキー指導者検定規程第10条第2項に該当する者は、実技検定を免除する。ただし、講習会を受講し、理論検定を受けなければならない。</p> <p>2. この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成20年9月16日 改正 平成29年7月15日 改正 令和3年7月7日 改正 令和3年9月27日 改正</p>					<p>(4) 公認クロスカントリースキー指導者員検定規程第10条に該当する者は、実技検定を免除する。ただし、講習会を受講し、理論検定を受けなければならない。</p> <p>2. この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成20年9月16日 改正 平成29年7月15日 改正 令和3年7月7日 改正 令和3年9月27日 改正 令和5年7月5日 改正</p>					<p>規程名変更に伴う変更</p>				

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">551 公認スキーパトロール規程</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)公認規程に基づき、公認スキーパトロール(以下「スキーパトロール」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 スキーパトロールとは、本連盟公認スキーパトロールをいう。</p> <p>(使 命)</p> <p>第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供することを、その使命とする。</p> <p>(理 念)</p> <p>第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとしてすべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきである。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティ、弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。</p> <p>(目 標)</p> <p>第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなければならない。</p> <p>(1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー指導に関すること</p> <p>(2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること</p> <p>(3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること</p> <p>(4) 索道からの旅客救助に関すること</p> <p>(5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること</p> <p>(資 格)</p> <p>第6条 スキーパトロールは、公認スキーパトロール検定会規程に定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>2—この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(義 務)</p> <p>第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負うものとする。</p> <p>(1) 公認スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの使命を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキーパトロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受けるも</p>	<p style="text-align: center;">551 公認スキーパトロール規程</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)公認規程に基づき、公認スキーパトロール(以下「スキーパトロール」という。)に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(年 度)</u></p> <p>第2条 <u>本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>(使 命)</p> <p>第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供することを、その使命とする。</p> <p>(理 念)</p> <p>第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとしてすべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきである。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティ、弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。</p> <p>(目 標)</p> <p>第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなければならない。</p> <p>(1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー指導に関すること</p> <p>(2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること</p> <p>(3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること</p> <p>(4) 索道からの旅客救助に関すること</p> <p>(5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること</p> <p>(資 格)</p> <p>第6条 スキーパトロールは、公認スキーパトロール検定会規程に定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義 務)</p> <p>第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う。</p> <p>(1) 公認スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの使命を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキーパトロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受け<u>なければならない。</u></p>	<p>定義を削る 年度について追加</p> <p>規程名訂正</p> <p>文言削除</p>

<p><u>のとする。</u></p> <p>(2) スキーパトロールは、加盟団体や所属団体の事業には優先的に参加しなければならない。</p> <p>(3) スキー場の常勤・非常勤・ボランティアスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与するものとする。</p> <p>(4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的に関与するものとする。</p> <p>(資格の停止)</p> <p>第9条 スキーパトロールが、公認スキーパトロール研修会を2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を停止する。資格停止中の者は、スキーパトロールとして活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除)</p> <p>第10条 スキーパトロールの資格の停止を解除しようとする者は、公認スキーパトロール研修修了をもって資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、理事会の決定により、スキーパトロールの資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p>(登録料の納期)</p> <p>第12条 第1条に定めるスキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納めるものとする。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成25年7月9日 制定 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正</p>	<p>(2) スキーパトロールは、加盟団体や所属団体の事業には優先的に参加しなければならない。</p> <p>(3) スキー場の常勤・非常勤・ボランティアスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与<u>しなければならない。</u></p> <p>(4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的に関与<u>しなければならない。</u></p> <p>(資格の停止)</p> <p>第9条 スキーパトロールが、公認スキーパトロール研修会を2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を停止する。資格停止中の者は、スキーパトロールとして活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除)</p> <p>第10条 スキーパトロールの資格の停止を解除しようとする者は、公認スキーパトロール研修修了により資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、スキーパトロールの資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p><u>2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。</u></p> <p>(登録料の納期)</p> <p>第12条 第1条に定めるスキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成25年7月9日 制定 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>「研修会」→「研修」</p> <p>「理事会の決定により」を第1項から削り、第2項に入れる</p>
--	---	--

令和5年度 第6回教育本部理事会
 令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
562 公認スノーボード検定員規程	562 公認スノーボード検定員規程	
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、公認スノーボード指導者規程第4条に基づき、公認スノーボード検定員（以下「検定員」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>(任 務)</p> <p>第2条 検定員は、現在有効なスノーボード指導者資格を有し、スノーボード普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、厳正公平なる判定によって、検定会及びスノーボードバッジテストを円滑に運営し、その権威を保持するよう心掛けなければならない。</p> <p>(検定員の種類)</p> <p>第3条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下のとおりとする。 公認スノーボードA級検定員（以下「A級検定員」という。） 公認スノーボードB級検定員（以下「B級検定員」という。） 公認スノーボードC級検定員（以下「C級検定員」という。）</p> <p>(検定の範囲)</p> <p>第4条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) A級検定員 ① スノーボード指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ② スノーボード準指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ③ スノーボードバッジテスト（事前講習の講師を含む） ④ スノーボードA級検定員検定会 ⑤ スノーボードB級検定員検定会 ⑥ スノーボードC級検定員検定会 (2) B級検定員 ① スノーボード準指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ② スノーボードバッジテスト（事前講習の講師を含む） ③ スノーボードB級検定員検定会 ④ スノーボードC級検定員検定会 (3) C級検定員 ①スノーボードバッジテストの内、級別テスト（事前講習の</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 本規程は、<u>公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程</u>に基づき、公認スノーボード検定員（以下「検定員」という。）に関し、<u>必要な事項を定める。</u> <u>(年 度)</u> 第2条 本規程の年度は、<u>本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>(任 務)</p> <p>第3条 検定員は、スノーボードの普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、検定会及びスノーボードバッジテストを<u>公正公平に実施し</u>なければならない。 (検定員の種類) 第4条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下のとおりとする。 公認スノーボードA級検定員（以下「A級検定員」という。） 公認スノーボードB級検定員（以下「B級検定員」という。） 公認スノーボードC級検定員（以下「C級検定員」という。） <u>(資 格)</u> 第5条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、<u>A級検定員検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</u> 2 <u>B級検定員及びC級検定員は、加盟団体が開催するスノーボードA級検定員検定会（以下「A級検定会」という。）に準ずるスノーボードB級検定員検定会（以下「B級検定会」という。）、スノーボードC級検定員検定会（以下「C級検定会」という。）で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</u></p> <p>(検定の範囲)</p> <p>第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) A級検定員 ① スノーボード指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ② スノーボード準指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ③ <u>A級検定会</u> ④ <u>B級検定会</u> ⑤ <u>C級検定会</u> ⑥ スノーボードバッジテスト（事前講習の講師を含む） (2) B級検定員 ① スノーボード準指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ② スノーボードバッジテスト（事前講習の講師を含む） ③ B級検定会 ④ C級検定会 (3) C級検定員 ①スノーボードバッジテストの内、級別テスト（事前講習の</p>	<p>文言変更</p> <p>文言追加</p> <p>文言変更</p> <p>条番号入換 文言整理</p>

<p>講師を含む) (実施) 第5条 スノーボードA級検定員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 2 スノーボードB級検定員検定会及びスノーボードC級検定員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。 (公認) 第6条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、合格した者を公認する。 2 B及びC級検定員は、加盟団体の開催するA級検定に準ずる検定において合格した者を公認する。 (有効期間) 第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 (資格の継続) 第8条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、スノーボード検定員クリニックを最低2年に1回受講し、修了しなければならない。ただし、次の各号に掲げる一つに該当する者は、当該資格有効期間中のスノーボード検定員クリニックを修了したものとみなす。 (1) A・B各級のスノーボード検定員検定を受検し、不合格となった者。 (2) スノーボード中央研修会、スノーボード技術員研修会、スノーボード指導員検定会、スノーボードA級検定員検定会、トータルスノーボーディングフェスティバルの役員として参加し、教育本部理事会が特に認めた役員又は講師。 (3) 本連盟特定行事としてのスノーボード中央研修会、スノーボード技術員研修会の修了者。 (4) 加盟団体が実施する行事のうち、次に掲げる行事の役員として参加し、当該加盟団体からスノーボード検定員クリニック修了扱いとして申請があった者。 ①スノーボード指導者研修会 ②スノーボード検定員クリニック ③スノーボード準指導員検定会 ④スノーボードB級検定員検定会 ⑤スノーボードC級検定員検定会 (資格の停止) 第9条 検定員が、スノーボード検定員クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。 (活動の停止) 第10条 スノーボード指導者資格が停止している場合、又はスノーボード指導者資格を喪失している場合や、スノーボード検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。 (資格停止の解除) 第11条 検定員資格の停止解除は、スノーボード検定員クリニックの修了をもって資格の停止を解除できる。 (資格の喪失) 第12条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により、検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。 (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すよ</p>	<p>講師を含む) (実施) 第7条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。 (有効期間) 第8条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 (資格の継続) 第9条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、スノーボード検定員クリニック <u>(以下「クリニック」という。)</u> を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 <u>2 出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。</u> (資格の停止) 第10条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。 (活動の停止) 第11条 スノーボード指導者資格が停止又は喪失している場合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。 (資格停止の解除) 第12条 検定員資格の停止解除は、クリニック修了により資格の停止を解除できる。 (資格の喪失) 第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。 (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (4) スノーボード指導員及びスノーボード準指導員の資格を喪失したとき <u>2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。</u></p>	<p>現行規程第6条を改正案第5条に移動</p> <p>教育本部資格更新認定事業一覧表制定に伴う文言変更</p> <p>「理事会の決定により」を第1項から削り、第2項にイれる</p>
---	--	---

<p>うな行為があったとき— (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき— (4) スノーボード指導員及びスノーボード準指導員の資格を喪失したとき— (クリニック)</p> <p>第13条—スノーボード検定員クリニックは、資質の向上及び資格の継続のため、別に定める公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項に示された内容により実施する。 (検定会場)</p> <p>第14条 スノーボードA級検定員検定会は、スノーボード指導員検定会において実施することを原則とする。 2 スノーボードB級検定員検定会は、スノーボード準指導員検定会において実施することを原則とする— 3 スノーボードC級検定員検定会は、スノーボード準指導員検定会又はスノーボードバッジテストにおいて実施することを原則とする。 4 <u>スノーボードB・C級検定員検定会は、主管加盟団体が公示し、実施要領により行う。</u> (申 請)</p> <p>第15条 スノーボードB・C級検定員検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程・会場及び立会予定責任者並びに主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場及び立会予定責任者並びに主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。 (検定員)</p> <p>第16条 A級検定員検定会は、本連盟教育本部長から委嘱されたA級検定員がこれにあたる。検定員数は、受検者の数に応じて定める。 2 B級検定員検定会は、主管加盟団体長から委嘱されたA級又はB級検定員がこれにあたる。3 C級検定員検定会は、主管加盟団体長から委嘱されたA級又はB級検定員がこれにあたる。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第17条 スノーボード指導員はA・B・C級を、スノーボード準指導員はC級を受検することができる。ただし、A級を受検する者はB級の資格を、B級を受検する者はC級の資格</p>	<p>(クリニック)</p> <p>第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の更新のため、別に定める公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項に示された内容により実施する。 (検定会場)</p> <p>第15条 A級検定会は、スノーボード指導員検定会において実施することを原則とする。 2 <u>B級検定会、C級検定会は、スノーボード準指導員検定会又はスノーボードバッジテストにおいて実施することを原則とする。</u> 3 <u>B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</u> (申 請)</p> <p>第16条 <u>B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</u> (責任者・検定員)</p> <p>第17条 <u>検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</u> (1) A級検定会 ①責任者は、本連盟の理事・教育本部長、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 ②主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスノーボード専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者 ③検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスノーボード専門委員・スノーボード技術員・ナショナルスノーボードデモンストレーター及びSAJスノーボードデモンストレーターの中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者 ④検定員数は、受検者数に応じて定める。 (2) B級検定会 ①責任者は、本連盟の理事・教育本部長・スノーボード専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 ②主任検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員資格が有効な者 ③検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB級検定員資格が有効な者 ④検定員数は、受検者数に応じて定める。 (3) C級検定会 ①責任者は、本連盟の理事・教育本部長・スノーボード専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 ②主任検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員資格が有効な者 ③検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB級検定員資格が有効な者 ④検定員数は、受検者数に応じて定める。 (受検資格)</p> <p>第18条 <u>検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</u> (1) A級検定会 ①スノーボード指導員又は功労スノーボード指導員資格が</p>	<p>教育本部資格更新認定事業一覧表に合わせ「継続」→「更新」</p> <p>B級検定会は、加盟団体によってはスノーボード準指導員検定会を実施できていない加盟団体があるため、スノーボードバッジテストでも実施可能に変更 文言変更</p> <p>責任者、主任検定員、検定員について定める</p>
--	---	--

<p>を有していなければならない。また、受検にあたっては、有効なスキー指導者資格、検定員資格を保有していなければならない。資格が停止又は資格を喪失している場合は認められない。</p> <p>2 A級を受検する者は、B級取得の翌年から停止期間を除き5年を経過し、かつ、検定（スキーボードパッジテストを含む）を3回以上行い、合格証等によって証明された者でなければならない。ただし、スキーボードデモンストレーター選考会においてナショナルスキーボードデモンストレーター又はSAJスキーボードデモンストレーターに認定された者については、この限りではない。</p> <p>3 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。</p> <p>4 スキーボード指導員並びにスキーボード準指導員に合格した年度を含め、受検することができる。</p> <p>5 B・C級検定員検定会の年度内の受検回数は制限しない。</p> <p>（受検手続）</p> <p>第18条 B級及びC級検定員検定会を他の加盟団体に委託したときは、委託した加盟団体は、委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、あらかじめ承諾を得ておくものとする。</p> <p>（検定の内容）</p> <p>第19条 検定は、次の各号に掲げる実技及び理論を行う。</p> <p>（1）実技は、次の要領で行い、合格基準は、基準点に対して、合・否の適中率が70%以上であり、基準ポイントに対するポイント差が±3ポイント以内とした適中率が80%以上であることをもって合格とする。</p> <p>①採点は、対象者20名を限度とし、実際の検定会で実施することを原則とする。</p> <p>②実技検定種目は、3種目実施を原則とする。</p> <p>（2）理論は、日本スキーボード教程、教育本部研修課題ハンドブック、資格検定受検者のために及び規約・規程等検定に必要な事項を内容として行い、合格基準は満点に対して、60%以上をもって合格とする。</p> <p>（合格者の手続）</p> <p>第20条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びパッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>（結果報告）</p> <p>第21条 スキーボードA級検定員検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 スキーボードB・C級検定員検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報</p>	<p>有効な者</p> <p>②受検する年度の6年度前までにB級検定員を取得し資格が有効で、スキーボードパッジテストを含む検定員を3回以上務め、所属加盟団体長によって証明された者。ただし、ナショナルスキーボードデモンストレーター又はSAJスキーボードデモンストレーターはこの限りではない。</p> <p>（2）B級検定会</p> <p>①スキーボード指導員又は功労スキーボード指導員資格と、スキーボードC級検定員資格が有効な者</p> <p>（3）C級検定会</p> <p>スキーボード準指導員、スキーボード指導員、功労スキーボード準指導員、功労スキーボード指導員のいずれかの資格が有効な者</p> <p>2 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。</p> <p>3 B級検定会及びC級検定会は、スキーボード指導員検定及びスキーボード準指導員検定に合格した年度を含め、受検することができる。ただし、受検申込期限までに合格証等により合格が証明できた場合に限る。</p> <p>4 B級検定会及びC級検定会の年度内の受検回数は制限しない。</p> <p>（受検手続）</p> <p>第19条 B級検定会及びC級検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。</p> <p>（検定試験の実施方法及び合否判定方法）</p> <p>第20条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</p> <p>（1）実技テスト</p> <p>第15条に示した検定会及びスキーボードパッジテストの受検者（20名以内）の検定種目（原則3種目）を対象とし、第17条に示した主任検定員及び検定員の採点（基準点）に対して、検定員検定受検者の採点の的中率（合否が70%以上かつ±3ポイント以内が80%以上）で合格とする。</p> <p>（2）理論テスト</p> <p>理論テストの合格基準は、満点に対して60%以上とし、出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程ととし、当該年度の開催要項で明示する。</p> <p>（3）総合判定</p> <p>同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。</p> <p>（合格者の手続）</p> <p>第21条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びパッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>（結果報告）</p> <p>第22条 A級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 B級検定会及びC級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。</p> <p>3 B級検定会及びC級検定会の主管加盟団体の報告責任者</p>	<p>文言変更</p> <p>（検定の内容）→（検定試験の実施方法及び合否判定方法）</p> <p>スキーに合わせる</p>
---	--	--

<p>告する。</p> <p>3 スノーボードB・C級検定員検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第22条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>(内規)</p> <p>第23条 制度成立期間における本規約の取り扱いについては、別途、内規を設ける。</p> <p>附則 この規程は、令和3年11月1日から施行する。</p> <p>令和3年 9月 27日 制定 令和4年 7月 5日 改正 令和5年 4月 20日 改正</p>	<p>は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第23条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>(内 規)</p> <p>第24条 制度成立期間における本規約の取り扱いについては、別途、内規を設ける。</p> <p>令和3年 9月 27日 制定、令和3年11月1日施行 令和4年 7月 5日 改正 令和5年 4月 20日 改正 令和5年 7月 5日 改正</p>	<p>附則の施行日を移動</p>
--	--	------------------

令和5年度 第6回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>563</p> <p>公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項</p>	<p>563</p> <p>公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項</p>	
<p>1. 公認スノーボード検定員規程による公認スノーボード検定員クリニック（以下、「検定員クリニック」という。）は、加盟団体の主管で行う。</p> <p>2. 検定員クリニックは、地域に関係なく参加する会場を選ぶことができる。</p> <p>3. 担当講師は、公認スノーボードA級検定員の資格を有する者の中から主管加盟団体が委嘱する</p> <p>4. 検定員クリニックの開催期日及び会場は、主管加盟団体が開催要項で告示する。</p> <p>5. 検定員クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催期日、会場及び立会予定責任者、並びに予定主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>6. 検定員クリニック年度は、本連盟年度とする。</p> <p>7. 検定員クリニックは、理論1単位、実技1単位とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。</p> <p>8. 検定員クリニックは、次の各号に掲げる要領による。</p> <p>(1) 理論</p> <p>①日本スノーボード教程、検定規程、検定基準を熟知し、検定に精通すること。</p> <p>②その他検定に関する理解</p> <p>③映像資料の利用を含むことができる。</p> <p>(2) 実技</p> <p>検定員クリニック実技は、集合講習を基本とし、運営能力及び判定能力を研修し、修了することで実技の単位が取得できる。</p> <p>(運営能力)</p> <p>①運営スケジュール</p> <p>②斜面選定</p>	<p>1. 公認スノーボード検定員規程第9条第1項に定める公認スノーボード検定員クリニック（以下「クリニック」という。）は、<u>公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財)全日本スキー連盟スノーボード検定員クリニック××会場」と称する。</u></p> <p>2. <u>本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u></p> <p>3. <u>クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。</u></p> <p>4. <u>クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</u></p> <p>5. クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。<u>また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</u></p> <p>6. クリニック年度は、本連盟年度とする。</p> <p>7. <u>クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。</u></p> <p><u>(1) クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体の副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</u></p> <p><u>(2) クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体の委嘱したスノーボードA級検定員資格が有効な者</u></p> <p><u>(3) クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。</u></p> <p><u>(4) 1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。</u></p> <p>8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。</p> <p>(1) <u>実技（運営能力）</u></p> <p>①運営スケジュール</p> <p>②斜面選定</p> <p>③傷害防止対策</p> <p>④その他運営に関すること</p> <p>(2) <u>実技（判定能力）</u></p> <p>視覚による評価の実施（映像資料の利用を含む）</p> <p>9. <u>本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、参加前にeラーニングを視聴する。</u></p>	<p>文言追加</p> <p>文言追加</p> <p>担当講師に関する内容を下記に移動</p> <p>文言整理</p> <p>スキーに合わせる</p> <p>文言整理</p> <p>スキーに合わせ理論を削る</p> <p>スキーに合わせる</p> <p>スキーに合わせる</p> <p>スキーに合わせる</p>

<p>③傷害防止対策 ④その他運営に関すること (判定能力) 視覚による評価の実施(映像資料の利用を含む)</p> <p>9. 検定員クリニック参加希望者は、<u>主催団体の定める申込み要領に従い、本連盟会員登録システムを通し申込みを行うこととする。</u></p> <p>10. 検定員クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで出席登録を行わなければならない。</p> <p>11. 検定員クリニック参加料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める研修会参加料とする。</p> <p>12. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>附則 この規程は、令和3年11月1日から施行する。</p> <p>令和3年9月27日 制定</p>	<p>10. クリニックの参加希望者は、<u>開催要項に示された期日までに、本連盟会員登録システムで、主管加盟団体に申し込む。</u></p> <p>11. クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、<u>出席登録を行う。</u></p> <p>12. クリニック参加料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める研修会参加料とする。</p> <p>13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>令和3年9月27日 制定、<u>令和3年11月1日施行</u> <u>令和5年7月5日 改正</u></p>	<p>附則の施行日は下記に明記</p>
---	---	---------------------

教育本部資格更新認定事業一覧表

- この規程は、各種資格規程に基づき、事業ごとに資格更新対象となる内容を定める。
- この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

SAJ教育本部各種資格更新のためには、保有する各種資格規程で定められたとおり、一定期間内に各種事業に役員または受講者として参加し修了する必要があります。
この表は、SAJ教育本部各種事業と資格更新要件の関係を一覧表にまとめたものです。

事業名	研修修了と認定する資格																				
	スキー指導者資格			スキー検定員資格			スノーボード指導者資格			スノーボード検定員資格			パトロール資格			クロスカントリー指導員資格			クロスカントリー検定員資格		
	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者
1	○	○		○																	
2						○	○		○												
3	○	○				○	○						○	○							
4															○	○			○		
5				○	○																
6									○	○											
7																			○	○	
8	○		○ *1	○																	
9						○		○ *1	○												
10				○					○				○							○	
11															○				○		
12				○																	
13									○												
14				○		○ *1															
15				○		○ *1															
16				○																	
17									○		○ *1										
18									○		○ *1										
19									○												
20																			○		
21	○	○		○																	
22	○	○		○	○																
23						○	○		○												
24	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○		○	○					
25	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○		○	○					
26	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○		○	○					
27	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○		○	○					
28	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○		○	○					
29	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○		○	○					
30	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○		○	○					
31				○																	
32				○																	
33									○												
34		○			○																
35						○				○											

スキー・SBIに合わせ役員のCC
検定員資格追加

スキー・SBIに合わせ役員のCC
検定員資格追加

役員の研修修了認定資格にCC
検定員資格追加

研修修了認定資格にSB検定員
資格を追加

研修修了認定資格にSB検定員
資格を追加

研修修了認定資格にSB検定員
資格を追加

研修修了認定資格にSB検定員
資格を追加

スキーに合わせる

デモ合宿に参加したデモの研修
会とクリニック修了を認める

スキーに合わせる

*1 検定会を受検して不合格になった場合